

経 済 労 働 委 員 会 記 録
＜ 第 2 号 ＞

平成22年第4回沖縄県議会（9月定例会）

平成22年10月6日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 2 号>

開会の日時

年月日 平成22年10月 6 日 水曜日
開 会 午前10時 2 分
散 会 午後 3 時11分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 陳情平成20年第139号、同第158号、同第198号、同第201号、陳情平成21年第48号、同第53号、同第123号、同第129号、同第130号、同第174号の 2、同第191号、同第194号、陳情第15号、第19号、第35号、第36号、第47号、第55号、第56号、第59号、第146号、第158号の 2、第161号及び第180号から第182号まで
- 2 閉会中継続審査（調査）について

出 席 委 員

委 員 長	玉 城	ノブ子	さん
副 委 員 長	瑞慶覧	功	君
委 員	中 川	京 貴	君
委 員	座喜味	一 幸	君
委 員	辻 野	ヒロ子	さん
委 員	具 志	孝 助	君
委 員	仲宗根	悟	君
委 員	当 銘	勝 雄	君

委員 渡久地 修 君
 委員 前 島 明 男 君
 委員 玉 城 満 君
 委員 上 里 直 司 君

委員外議員 なし

欠 席 委 員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

農 林 水 産 部 長	比 嘉 俊 昭 君
農 漁 村 基 盤 統 括 監	知 念 武 君
森 林 緑 地 課 長	謝 名 堂 聡 君
水 産 課 長	勝 俣 亜 生 君
漁 港 漁 場 課 長	増 村 光 広 君
観 光 商 工 部 長	勝 目 和 夫 君
商 工 振 興 課 長	登 川 安 政 君
経 営 金 融 課 長	金 良 実 君
交 流 推 進 課 長	瀬 川 義 朗 君

○玉城ノブ子委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

陳情平成20年第139号外25件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、農林水産部長及び観光商工部長の出席を求めています。

まず初めに、農林水産部関係の陳情平成20年第139号外15件の審査を行います。

ただいまの陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

比嘉俊昭農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 ただいまから、陳情案件について、処理概要を御説明いたします。

目次をお開きください。

今委員会に付託されております陳情案件は、継続13件、新規3件でございます。

なお、継続陳情13件につきましては、前定例会で御説明した処理方針と同様の内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、お手元の陳情処理概要書の24ページをお開きください。

陳情番号第158号の2、陳情区分新規、件名美ぎ島美しゃ（先島）圏域の振興発展に関する陳情、陳情者美ぎ島美しゃ市町村会会長下地敏彦外4人であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

県内におけるデイゴの被害は、平成17年に石垣島で初めて発生が確認され、現在、県内全域に広がっております。

デイゴヒメコバチの防除については、沖縄県森林資源研究センターにおいて、発生数や発生時期等の調査を踏まえ、薬剤散布や薬剤樹幹注入による試験を行い、防除法を確立しております。

防除については、デイゴの所有者や管理者に対し、指導を行ってきたところであります。

県においては、緊急雇用創出事業を活用し、薬剤樹幹注入による防除対策を実施するほか、薬剤散布の技術指導や寄生している枝の除去を行うとともに、薬剤散布機の貸与等の支援を行ってまいります。

さらに、県単独事業で、9月補正予算を計上し、市町村が行う薬剤防除に対して補助することとしております。

また、防除対策の低コスト化に向けて、沖縄県森林資源研究センターと連携し、新たな薬剤の効果試験や使用方法の改善等について取り組んでいきたいと考えております。

次に、26ページをお開きください。

陳情番号第180号、陳情区分新規、件名美ら海協力金問題に関する陳情、陳情者長崎毅であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

美ら海協力金の徴収状況については、ダイビング事業者等に確認したところ、観光ダイバーに対して、美ら海協力金が任意であることを示したリーフレットを配布し、趣旨を説明した上で支払いを受けており、これまで強制的に協力金を徴収したことはないとのことであります。また、美ら海連絡協議会では、専用のホームページを立ち上げ、観光ダイバーに対する美ら海協力金の趣旨説明と周知対策を充実させておりますが、一部のダイビング事業者のホームページでは、美ら海協力金が任意であることの説明に不十分な表現があるため、美ら海連絡協議会のホームページにリンクさせるなどの改善を指導しているところでもあります。

今後とも、県では、関係者に対して、観光ダイバーなどへ、当該協力金の趣旨を十分に説明し、協力を得るよう指導してまいります。

次に、27ページをお開きください。

陳情番号第181号、陳情区分新規、件名屋我地漁港及び周辺海岸護岸工事（名護市）の中止等を求める陳情、陳情者沖縄自然環境を守るネットワーク代表者土田武信であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

屋我地漁港は、名護市管理の第1種漁港で、屋我地地区の水産業の振興を図るため、平成13年度から整備を始め、平成21年度までに漁港施設の整備を完了しております。

また、屋我地漁港海岸は、済井出地区から海岸保全施設の整備要望があり、管理者である名護市が国からの直接補助を受けて、平成20年度に着手し、平成24年度の完成を目指しているところであります。

なお、契約締結の凍結や工事の中止、環境影響評価の検証等については、事業主体である名護市が行うべきものと考えております。

県としましては、名護市の事業実施に当たっては、環境に配慮した執行を行うよう、引き続き、指導、助言をしてまいります。

以上が、陳情処理概要の説明でございます。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡

潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

前島明男委員。

○前島明男委員 陳情第180号なんですけど、長崎毅さんの陳情は、毎定例会ごと出てくるんですが、この方の陳情はもう何十回目ですかね。この問題で同じ人が何回も同じことを出しているんですよね。何回目になるんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今、回数は不明なんですけど、平成20年9月から毎回大体同じような、もしくは少し追加した形の陳情が出ておまして、その指導につきましては、まず一つは美ら海連絡協議会というのがあって、そこで観光ダイバーに対する美ら海協力金の趣旨説明、あるいは周知徹底を充実させるような、まず一つは専用のホームページを立ち上げて、各ダイビング業者のホームページから、当該協議会の説明について閲覧できるように改善したということとあります。それと、ホームページを持つ各ダイビング業者のホームページを確認したところ、美ら海連絡協議会のホームページへのリンク、あるいは同協議会と同様の説明をしている業者の数は、全体で50業者あるわけですが、しっかり美ら海協力金を取るに当たっての趣旨説明もしっかりしている業者が現在50業者いて、48業者についてしっかり趣旨を説明して取っているということとありますけれども、あと2業者については現在引き続き改善の指導をしているところがございます。そういうことで、県議会への陳情を受けた形で協力金に対する趣旨説明、それから用途についても、協力金についての趣旨説明については改善してもらって、それから用途については、しっかりいろいろ我々が確認してる範囲内では、そういう趣旨に反したようなものは見られないという状況でありますので、そういうこともお互いに美ら海連絡協議会の中で確認はされている状況でございますけれども、どういうことで、その方が言っているかよくわかりませんが、ただ言っている趣旨については、確かに誤解を受ける面があったので、そういう指導をしているというのが現状でございます。

○前島明男委員 これは県民だから陳情は自由ですよ、だれでも。何回やろうが何百回やろうが自由なんですけど、同じような趣旨で何回も何回も出してこられると、我々委員会としても一ほかの委員はどうかわかりませんが、私自身もこんなにも何回も何十回も出してこられるとはっきり言って不愉快です。陳情

者がしつこいのか、あるいは皆さん方の対応が甘いのか、どちらかだと思うんです。そして、協力金というのは禁止というか廃止できないんですか。協力金を取るために、こういう問題が起こってきていると思うんです。なぜ協力金が必要なんですか、なぜ廃止できないんですか。廃止すれば問題は起こらないはずなんです。

○勝俣亜生水産課長 この協力金は宮古島にあるダイビング業者の団体と漁業協同組合—3漁業協同組合あるんですけれども、その間で交わされた協定に基づいて、観光ダイバーから任意で受け取っている協力金ということで、この協力金ができた経緯としては、以前にダイビング業者と漁業者とのトラブルがありまして、それぞれお互いに妨害行為などがあった経緯から、海面利用についてダイビング業者と漁業協同組合が相談して折り合った結果が、この協力金ということになっています。

○前島明男委員 それを禁止というか廃止というか、こういうことはできないのですか。協力金を取ったり取られたりするのために、こういう問題が何回も起こってきているわけよね。これを全部廃止したらどうですか。

○勝俣亜生水産課長 そもそもダイビング行為そのものが、ある程度漁業に影響を与えているわけですよ。そのダイビングをしているところでは操業ができないとかいうことがあって、漁業者側も我慢を強いられているということがあって、そういうことで以前はトラブルがあったわけですが、これをなくすとまた、そこでダイビングしてはいけないとか、そういう問題が起こってくる可能性があるんで、今やっと穏やかになったところでして、これを廃止するのは無理かと思います。

○前島明男委員 これは漁業権設定区域内でやっているからこういうことが起こるんですよ、漁業権設定区域外でこういうことをさせたらどうですか。

○勝俣亜生水産課長 ダイビングスポットはほとんど漁業権設定区域内にありまして、サンゴ礁があるところは大体漁業権が設定されていますので、漁業権設定区域外で潜るといふわけにはいかないと思います。

○前島明男委員 でしたら、この問題はどうすれば解決つくんですか。同じ人から何回も何十回も出てきている、いろんな手をかえ品をかえというか、表現

は余りよくないけれども、これが県議会に上がってこないような何かいい方法はないのですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 農林水産部として、これが手続上県議会に上がってきたら、今、県議会事務局との調整の中では、重複しているもので解決したものについては上げないで、新しい提案について陳情を上げているという話をやっていたらいいのですが、いずれにしてもそういう状況があるので。うちは今弁護士と少し相談をやっていまして、その取り扱いについて、どのような形がいいのか、今、前島委員がおっしゃるような話も含めて、もう少し弁護士と相談をして、どういう形ができるのか、その相談をしていきたいと思っております。

○前島明男委員 最後になりますが、本人が書いている内容は、オニヒトデの対策に全然使われていないと、ゼロ円だと言っているんですが、その辺はどうなんですか。皆さん方はこれをチェックしてみましたか。オニヒトデの対策に協力金が全然使われていないのかどうかチェックしてみましたか。

○勝俣亜生水産課長 美ら海連絡協議会では、宮古島周辺でオニヒトデ駆除に従事しておりまして、今は県からの補助金と市の補助金、それから美ら海協力金を活用して、オニヒトデ駆除を実施しているということです。ですから、全然使われていないということはありません。

○前島明男委員 本人はゼロ円だと言っているのですが、本人にちゃんと説明がつくように、美ら海連絡協議会でも、こうこうしかじかで使っていますよと、100円なり1万円なり幾らなり使っていますよということで、ちゃんと帳簿上も説明がつくような、オニヒトデの対策に使っているんだと。これこれしかじかの金額を使って実施しているんだということを明記させてくださいよ。そうしたら、本人もこういうことを言えないはずですから、ゼロ円となっているから本人もいろいろと追及してくるわけですね。しっかりその辺のこともちゃんとさせてください。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、具志委員から同一人からの同一願意の陳情等の取り扱いについて、今後、議会運営委員会で議論する必要があるという趣旨の

意見が出された。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 先ほど前島委員が質疑した美ら海協力金ですけれども、休憩中にいろいろ議論をしましたけれども、処理方針にも出てくるたびに指導することになっていきますとか、まだ不十分さがあるというのもずっと出ているんですよね。ですから県の指導もちゃんとやって、そしてこの陳情を出す人たちも、本当にそこの漁業協同組合に取り込むという方向できちんと話し合いをやって、粘り強くもっと努力してもらえませんか。

○比嘉俊昭農林水産部長 この件については、漁業協同組合の理事でもあるということを知っていますので、そういう意味では少し漁業協同組合とも改めて相談しながら指導していきたいと思えます。

○渡久地修委員 長年のいろんなものも引きずっていると思えますけれども、この人たちもその中に取り込んでいけるように、ぜひ仲よくなれるように指導してください。

それと、屋我地漁港及び周辺海岸護岸工事（名護市）の中止等を求める陳情というのがありますよね。直接これにということではなくて、復帰後沖縄の海岸線の護岸工事とか、そういったものも、物すごくやっているんですよね。埋め立ても比率としては全国で1位になるんですかね。そういう意味では今後のあり方、自然を守る環境を守るという点でのあり方とかは、護岸をつくる時とかそういったものとの関係はどうなっていますか、そろそろ見直しもやらないといけない時期かと思うんですけれども。

○知念武農漁村基盤統括監 一般的な話で、今、渡久地委員からあったように、たくさん整備もしてきたわけですが、復帰後も事業の変遷等あるいは基準等もいろいろ変わってきました、今我々がやっている事業のほとんどは、環境との調和に配慮した形でやっていこうということで進めております。ですから、復帰当初の直立式の護岸というのはもろに波が越えないとか、浸食を防ぐとかという形で整備をしてきたんですが、今はできるだけ環境との調和に配慮して緩傾斜といいますか緩い勾配を持った構造にするとか、あるいは自然の石をつな

ぐとか、あるいはそこに砂を入れてウミガメが来やすいような状況をつくるのか、そういうことを含めて、環境との調和には最大限配慮するような格好で進めているところです。

○渡久地修委員 とにかく何でもコンクリートでやればいいという時代ではもうないし、今それをやるときも環境に配慮してという時代に入っているというけれども、逆に今までつくったものをまた自然に戻すという、自然再生事業というのか、そういう時代にも入っているでしょう。ですからそういう意味で、中止を求める陳情というのが出ているんだけど、これからの整備のあり方、本当に何でもかんでもコンクリートでやっていくかという時代ではないと思うので、その辺をよく留意をして今後やってください。

それと、6月定例会で林道の中止を求める陳情を採択しましたがけれども、ここに林業の振興に関する陳情が残っているんだけど。予算特別委員会での林業の審査で、沖縄の木材を使った琉球漆器の学校給食用おわんとかというのを提案して、この前皆さんにぜひ給食会をやってくださいと言ったら、具体化されているようでとても感謝しているんですが、聞くところによると観光商工部とプロジェクトチームを立ち上げて、沖縄の木材を使った漆器のおわんとかをつくる、そういったチームができたとかということをチラッと聞きましたけど、できればその辺の経過説明をお願いします。

○比嘉俊昭農林水産部長 学校の給食用漆器の導入の取り組みということで、農林水産部森林緑地課、観光商工部については商工振興課、教育庁につきましては保健体育課で学校給食用の漆器の導入の可能性について意見交換をしております。その中でそれぞれの役割で木材を供給するものと、利用に当たってどういう形で利用したほうがいいのか、あるいは教育庁では学校現場ではどういう形でやるのかという検討会をしようではないかということで、平成22年6月28日に県産材等の工芸産業分野への利用拡大検討委員会というのを立ち上げております。そういうことで、県産木材を有効に使うような形のものを検討しております。その一環として、全国国土緑化推進機構から75万円程度の寄贈を受け、平成22年10月21日に那覇市の城東小学校で県産材のウラジロエノキという材料を使いまして、30数セットの机、いすの組み立てと県産木材の利用という学習をしながら、さらにそれが終わった後は漆器、それから県産食材を利用した給食をしながら木育の学習と食育の学習ということを、子供たちを交えながら行いました。

それで、決算特別委員会中で恐縮なんですけれども、経済労働委員会の委員

方にもぜひそこに参加していただいて、一緒に木育あるいは食育の学習に参加していただいて、その中で意見交換をしたいということを、今、検討委員会として、そういうPRもしていこうと考えているところでございます。

○**渡久地修委員** 検討委員会ができたということなんですが、県の見通しとしては来年度ぐらいに芽出しとか、実際に何クラス分とかという、そこまではまだいってないんですか、そういう話までできていますか。

○**比嘉俊昭農林水産部長** まず既存の予算がないものですから、現在既存の予算でというのはなかなか難しいです。では、何ができるのかという議論をしてもらって、先ほど言ったPRとかを少しやりながら、今後今言う食器をどの程度でどういう形というのは、これからの作業になると思います。

○**渡久地修委員** ぜひ、沖縄県の伝統工芸産業、非常にある意味で漆器産業なども危機的状況ですから、そういう意味では方向性を見出すためにも、ぜひ全力で頑張ってください。予算特別委員会では沖縄特別振興対策調整費50億円を活用したらどうですかと言ったら、それも検討しますという話だったので、そういうのも含めてぜひお願いします。

○**玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。
上里直司委員。

○**上里直司委員** それでは陳情処理概要の1ページです。陳情平成20年第139号、沖縄県の森林の整備・林業の振興に関する陳情について基本的なことを質疑します。現在、沖縄県森林組合連合会代表理事会長というのは、どなたになっているんですか。

○**比嘉俊昭農林水産部長** 今の名護市長でございます。

○**上里直司委員** 森林整備と林業の振興に関する事業については、この組織も国頭村議会も改選を迎えて議長がかわられていらっしゃるんですね。一言で言うと、林業振興を否定しているわけではないのです。今ひっかかっているのは、この陳情の要旨の中にある林道の整備の拡充を求めるという部分にひっかかっているだけなんです。それで、こちらから取り下げろということは申し上げませんし、できないのですが、やはり県が林道整備を、今、進めようとしている

箇所については、一たん中止をすると。これをやはりちゃんと説明して、説明した上で現時点では林道の整備・拡充というのは、現実的に困難な状態なわけですから、そこを含めてこの沖縄県森林組合連合会や国頭村と話をされたのか、されたのであれば反応をもう少しお聞かせいただけますでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 林道の整備に当たっては、費用対効果の課題があったということで、国頭村に対しては、やはり今後の林道のあり方について検討する必要があるのではということで、県としても林道整備に当たっては、環境あるいは地元の合意形成を図りながらやる必要があるということで、国頭村についても県の公共事業評価監視委員会でこういう評価を受け、今休止ということになっていますので、今後林業団体については、いろいろ環境に配慮しながらやっていく必要があるということでの説明をし、理解を求めているという状況でございます。

○上里直司委員 理解を求めて、向こうは求める立場ですから、その辺のところは納得をされていらっしゃるんですか、それぞれ国頭村も沖縄県森林組合連合会も。

○比嘉俊昭農林水産部長 先ほど林業の進め方についての理解を得て、施業方法、例えば作業道をやるとか、いろんな形のやり方があると思うので、その辺についても、やはり意見交換しながら進めていこうという確認はしているという状況でございます。

○上里直司委員 今この部分だけがひっかかっているというか、こちらもどうしたらいいのかというのを検討しないといけないと思いますが、林業振興については引き続き皆さんの取り組みも支えていきたいと思っています。

それで、少しわきにそれでヤンバルの森が自然公園化されるというか、候補地としてリストに残っていると新聞報道されましたが、当然、県としては自然保護課を中心として、国立公園化を目指すという立場ですよね。そして林業を振興するという立場から、国立公園化というのは、どのようなメリット・デメリットが生じるのか、その辺の検討状況をお答えいただけますでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 新聞報道で、ヤンバル地域の国立公園化という話が載っているわけですがけれども、仮に国立公園に指定された場合には規制とかいろいろかかってくる話になると思うので、恐らくヤンバル地域の市町村と、ど

ういう形で今のヤンバル地域の国立公園化と、それから林業を進める側との合意形成、どういう形で進めるかという調整をしながら進めていくという形になると思います。具体的にはテーブルにまだのっていませんので、いずれにしても国立公園化と林業とは、やはり一定の調整をしながらやるということになると思います。

○上里直司委員 当然、地元の合意というのが必要ではありますが、この地域は県が管理をしている地域でもありますので、当然ここに、網がかかるという言い方になりますけれども、規制がかかると林業の振興についても一定の規制がかかるということですから、テーブルにのる際には県もぜひのっていただいて、影響がどう生じるのか、生じないためにどうするのかということについて検討していただきたいんですが、御見解をお聞かせください。

○比嘉俊昭農林水産部長 ヤンバル地域については、やはり林業で成り立っている地域です。一方で希少動物もいるので、国立公園の指定などされた場合、県も一緒になって市町村と連携して調整をしていきたいと思っています。

○上里直司委員 続いて林業振興について木材の利用促進という観点から疑問をしますけれども、国土交通省の環境共生型住宅という考え方や、または木材の住宅に係る利用促進ということで取り組みが始まっているようであります。沖縄県内でも、もうNPOが蒸暑地域における住宅のあり方ということで、木材を利用した建設についての研究を深めているんですが、県でいうと土木建築部の住宅課が中心となっていますが、ぜひ森林緑地課も、どういう形で木材利用ということと、県産材の活用ということとどうやってマッチさせていくのかというのをやるために、ぜひテーブルと一緒にのっていただきたいと。それが林業振興にもつながるだろうと思うので、その辺はいかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 上里委員がおっしゃっている話は、国土交通省からの地域木材住宅市場活性化推進事業というのがあって、その場合、地元県産材や国産材を利用した木造住宅の建設促進に取り組むという事業がございます。そういう意味では、やはり農林水産部としても、いずれにしても土木建築部と連携して、沖縄型木材住宅の事業を進める必要があると思いますので、そういう意味では、しっかり連携して取り組んでいきたいと思っています。

○上里直司委員 続いて含みつ糖対策について疑問をいたしますが、これは陳

情処理概要の5ページの竹富町長からのものと10ページ、関連しますので一緒に質疑をしますが、この要請をされた当時の在庫数と、現在は減っているのかどうか。この在庫数の推移を把握しているのであればお答えいただけますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 平成20年5月末現在で6428トンございましたけれども、平成20年8月末現在では4317トンに減少しております。

○上里直司委員 この減少をした要因、どういう支援を県がされたのかということと、まだ4000トン残っているということですから、これを減らすためにどんなことをしなければならぬのか、県の考え方をお聞かせください。

○比嘉俊昭農林水産部長 1つは、去る5月10日に黒糖の日ということを決めまして、これにつきましては黒糖のよさのPRをしようということで、講演会を県内でもやりましたし、県外でも大阪府と東京都で黒糖のよさということを講演していただきながら、意見交換ということをやっています。

それから、さらに美ら島沖縄総体でも黒糖のPRのための一口黒糖みたいな形をやっていますし、それからフードアドバイザー、今、緊急雇用創出事業予算をとりまして、これの金額としては2740万6000円の予算を使いまして、1つは14名の雇用をしまして、1つは試供品の配布あるいは試供品の製作をしまして、それで今PRをあるいは販売促進をしたと。それから県単独事業でも、先ほど黒糖の日という話をしましたが、1000万円の予算措置をしまして、シンポジウムや講演会とか、あるいは新製品の開発ということでは、現在黒糖のラム酒、ヘリオス酒造株式会社と連携してラム酒ができないかということで調整をしております、県内においてはそういう取り組みをしています。

それから県外につきましては、企画部と連携をしております、海外展開も少しできないかということで、実は沖縄国際航空物流ハブ活用事業というのがありますので、それに乗った形でアンテナショップで黒糖をPRしていこうというのを、取り組もうということを考えています。そして、これは予定ですが、11月3日には香港で黒糖を使った料理の試食をしてもらおうということも考えております、そういった取り組みを今始めている状況でございます。

○上里直司委員 ぜひまだ4300トン残っておりますし、課題は、結局工場がつくるときには、よりさばくとかブロックで抱えて大手メーカーとか流通業者に卸していくと。そのほうが一括して売れていくわけなんですけど、今お話を聞いて感じるのは、やはり一般消費者に直商用として出回る意味でも、工場

が出そうとする考え方と、県が売り込もうとする小袋だとか直商用の黒糖というのは、少し出し方が違うと思うんです。それはもうつくる段階からやらないと、比率を大袋にするのか小袋にするのかというのを最初から計算してやっていかないと、同じように在庫が残ってしまう状況になるでしょうから、ぜひこの辺は次の操業期の前に各製糖工場・含みつ糖工場と協議をして、消費状況というのはこうだと、県の売り込み方はこうだという形を整理をしてもらって、できるだけ在庫を抱えないようにするという努力はできないでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 上里委員がおっしゃるとおりで、やはり工場に出して、それから製品をやる部分と、また直商用で一般消費者に直接この黒糖というのを食べてもらうという意味では、それぞれPRの仕方は違うかもしれませんが、いずれにしても末端は消費者ですから、いろんな形のPRの仕方は工夫をする必要がある。その中で、おっしゃるようにユーザー側に出すものと直商用が出すものとのある程度のウエート分けをして売り出していくということは、考える必要があると思います。

○上里直司委員 最後になりますが、先ほどラム酒の話がありまして、私も前定例会で提案したこともあって、取り組んでいただいて感謝をしていますが、確かにラム酒はさとうきびの絞り汁から精製していくという過程に入っていて、実際、含みつ糖をつくる工場や黒砂糖工業会からすると、ラム酒も一つさとうきびからできる製品として有用だけれども、できたら黒糖焼酎というかラム酒とは言えないかもしれないけれども、これは奄美大島との関係もありますから余り大きな声では言えませんが、それをぜひ、そこも検討していただけないかと、いかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 黒糖焼酎については免許があるようで、なかなか難しいようです。ラム酒については県内のメーカーが免許を持っているので、そこはできるという話です。向こうは、やはりそういう指定がされていて、黒糖焼酎という意味ではなかなか難しいというようなことがございまして、今はラム酒をとということでございます。

○上里直司委員 確かに難しく、黒糖焼酎をつくれる地域は決まっているとか、関係もありますけれども、確実に消費をできるような工場としては、受け皿としてはすごくいいところだと思いますし、ぜひそこも検討していただきたいということを要望して終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 今の上里委員に引き続き、含みつ糖の陳情の件ですけれども、この件は県知事を先頭に国にも要請に行かれたようですが、その後どういう動きがあったのか教えていただけますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 まず1つは、平成23年度の概算要求を今やっているところですが、まず国庫ベースで2億7000万円、それから全体として国と県で4億円程度の概算要求を今回やっていただいております。それから表示につきましては、今消費者庁といろいろすり合わせをしております、1つは原産地表示について、消費者庁内の委員会がありまして、そこに提案していきこうというのがあります。それからあと1つは、加工用と黒糖のすみ分けというのか、どういう形でやっていくのという中で、加工黒糖についても黒糖が入ったものを加工黒糖という定義にしようということで、事務レベルではそういう調整をしまして、それで消費者庁の委員会にかけて、そういう提案を今やっている状況であります。

○辻野ヒロ子委員 竹富町が3工場、与那国町で4工場、八重山圏域でもあるんですけれども、さとうきびは増産しなさいと言うんですが、実際に含みつ糖の補償問題で苦しい農家の状況を訴えています、その件は本当に継続的にやっていただいて、分みつ糖並みの制度をきちんと国に要請していただきたいんです。以前に私も8月に東京都へ行く機会があったので、内閣府沖縄振興局長にお会いしてお話をしたんですが、県も知事を挙げて頑張っておりますが、今やっていただかないと農家はかなり厳しいと。竹富町も与那国町もそうなんです、ほとんどさとうきび作が中心なんですよ。そういう中では、ぜひこの問題はもっと力強く県が動いていただかないと、本当に農家は苦しい状況にありますので、決意のほどを農林水産部長にお聞きしたいんですが。

○比嘉俊昭農林水産部長 要請の中でも、1つは今言う老朽化施設をきちんと分みつ糖並みに改善してほしいという要請をしていますし、それからあと1つは分みつ糖並みの制度に持って行ってほしい。最後に表示についてはしっかりやってもらいたいということで、国に要請をしております、今、施設の改善と黒糖表示については国にも動いていただいております。そして施設の改善に

については、先ほど説明したとおり経営安定対策と施設改善についても取り組むということで、平成23年度の予算では、先ほど説明した国庫ベースで2億7000万円を平成23年度に予算計上、概算要求ですけれども、計上してもらっているという状況です。それから分みつ糖並みの制度については、国には何回かいろいろと調整会議をしていただいて、やはり安心して農家が生産に励むということであれば、支援する予算が農家にしっかり入るということでないとなかなか難しいということで話をしていますので、これについても、しっかり取り組もうということで今お願いをしている状況でございますので、引き続きこれについては国と調整しながら分みつ糖並みになるような形で県としても取り組んでいきたいと思っております。

○辻野ヒロ子委員 ぜひ東京都へ行くときも、黒糖をお土産に持って行くようにトップセールスでやっていただかないと厳しい状況にあります。先ほどの答弁でも、まだ4000トンほどの在庫があるということで、また11月、12月にも操業が始まりますよね。するとどんどん在庫がふえるだけで農家の皆さん本当に厳しい状況にありますので、ぜひ頑張っていただきたいと思っております。

そしてあと1件、陳情の第158号の2、美ぎ島美しゃ（先島）圏域の陳情ですけれどもデイゴヒメコバチの、24ページ、美ぎ島というのは宮古島地域の方言で美しい、美しゃが八重山地域の方言で美しいということで、宮古地域と八重山地域の先島圏域という意味でそう言われるんですが。宮古地域と八重山地域との首長たちが一緒になって先島の問題を取り上げようということで、この会議が立ち上がって今一生懸命、今回の尖閣諸島問題もそうですけれども頑張っています。

そういう中で、このデイゴヒメコバチの問題ですけれども、6月定例会でかなり強く申しました。そういう関係もあったのか、今回1100万円の予算もついて大変喜んでいますが、その件について市町村に配分するという事なんですから、どのような割合でなされる予定なのか教えていただけますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今、予算計上しているのが1100万円で、県が2分の1、市町村が2分の1ということで今予算計上をして、薬剤を使った補助ということでございます。

○辻野ヒロ子委員 この件は、平成22年度の重点分野の雇用創出事業ということでも、今年度予算はついているわけですね。

○比嘉俊昭農林水産部長 現年度もグリーンコミュニティ支援事業ということで、その事業の一部を活用してデイゴヒメコバチを防除するということであります。

○辻野ヒロ子委員 石垣島と竹富島では、もうNPOが立ち上がりまして、デイゴ再生プロジェクトというのをやっているんですが、石垣島でも1000本の調査をして、その中で今630本に対して注入を始めているんです。このように竹富町も一つ一つデイゴをチェックしながら頑張っているんですが、その件について、アトラックという注入薬剤を使っているんですが、県はこの処理方針の中にも薬剤散布をするという意見もありますが、地元のお話では、これはとても危険性があるということで、やはりアトラックでやってもらいたいという強い要望があるんです。そういうことで、県の考え方はどうなんでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 恐らく街路樹については、薬剤散布というのは車も通るし、いろんな意味でできないと思うので、そこは地元からの要望を踏まえて、例えば街路樹については樹幹注入がいいというのであれば、その要望に応じて対応していきたいと考えております。

○辻野ヒロ子委員 このように石垣島、竹富島は動いている様子が私も把握できるのですが、例えば宮古島とか沖縄本島あたりでのデイゴヒメコバチの被害は、どういう状況なのか教えていただけますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 デイゴヒメコバチの被害状況ですが、今回調査を実施した被害本数と造林実績から出しておりますけれども、全体で約10万4000本のデイゴがございまして、その中で約8万4000本が被害を受けているという状況でございます。その中で県あるいは市町村が管理しているものは7219本ございまして、約6395本が被害を受けているという状況でございます。

○辻野ヒロ子委員 デイゴは県花ですよ、なかなかデイゴの時期に一以前は卒業式とか何かあるとデイゴの花を生けて卒業式に添えたということもあったのですが、デイゴの花を探すのに最近は苦勞するぐらい、県花としてこれでもいいのかなという思いをしております。特に私の地元石垣島でも学校とか御嶽とか、そういうところには本当に真っ赤に咲いていたデイゴが、全く咲かなくなっている状況ですね。そういうことで、このように今沖縄県全体でも大きな被害を受けているということですので、これは今回補正予算を立てていただい

たのはいいのですが、新年度の予算からは、当初からきちんと予算化していただいて、本当にこのデイゴを守るという強い思いでやっていただかないといけないと思うのですが、いかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 デイゴにつきましては県花でございますので、当初予算から沖縄特別振興対策調整費を含めて、少し予算化を広げた形で対応しなければならないと考えていますので、予算化についてもしっかりとっていきたいと思います。

○辻野ヒロ子委員 今回9月18日・19日に発生した台風11号で、幸いデイゴヒメコバチも風にやられて、今注入すればいいのかなという状況もありますので、これを早目に取り組んでいただいて、デイゴヒメコバチからデイゴを守るという強い思いで、この県花をもっと大事にさせていただきたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。要望として伝えておきます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 陳情平成20年第198号と平成21年第123号、第15号、第19号、第36号、第56号、第59号、これらはすべて含みつ糖あるいは黒糖関連ですので一括してやりますが、5ページの処理方針ですが、皆さんやはりこれは書きかえる必要はなかったのですか。要するに関係者の協議会を昨年の12月に持って、これこれをやりますということをやって、平成22年2月1日に連携して国に要請するとか、予算を確保するとかと決めたわけですよ。その後は、2月以降は何もなかったんですか。何もなかったのかと言いたいわけです。

○比嘉俊昭農林水産部長 今の陳情、処理概要6ページの県としてはというところについて、今、国に対して1つは予算の確保、それから分みつ糖並みということで、今はまだ国とどういうやり方がいいのかという話し合いをしているところで、まだはっきりとした答えが出ていない。それから基準についても今消費者庁では議論をしようということになって、また具体的にどういう方針でどういう形というのが出ていないものですから、引き続き我々としては今ある項目について要請をしています。そして具体的に方針が見えてきた段階で、その中で、こういうところまでできていますという話を整理するというのを考えております。

○当銘勝雄委員 農林水産部長、それはそれでもいいかもしれないが、我々委員としてはその経過もわからないと、これから見ると何もしなかったのかなとしかならないわけですよ。そこら辺は、やはりこうしたこうしたという国からの回答がなくても、県としてはこうしたんだということをやはり書いとかないといけないのではないかと思うんです。それはいいでしょう。12月定例会あたりで、やはりこれはきちんとそこで処理方針をかえてほしいと思います。

それから今の話に関連しますが、伊江島の工場はどうなったんですか、整備の状況とかは。

○比嘉俊昭農林水産部長 平成23年3月の完成を予定しておりまして、製糖は早くても平成23年の12月、もしくは平成24年の1月から始まります。

○当銘勝雄委員 まだ操業には至らないわけなんですね。そうすると今、伊江島ではさとうきびは生産されているんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 はい、生産しておりまして、球陽製糖株式会社に運ぶことになっております。

○当銘勝雄委員 伊江島の含みつ糖工場の規模はどれぐらいになるんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 工場の規模は1日当たり50トン処理するということで、年間5500トンを予定しております。

○当銘勝雄委員 これは相当な規模ですよ。今の既存工場はトータルで8000トンですよ。これが1万3000トンになるということですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 5500トンというのは、さとうきびの処理量でありまして、実際は砂糖にすると約830トン程度です。

○当銘勝雄委員 それにしても、今までの10%アップということになりますよね。そういう意味では含みつ糖対策を非常に馬力アップしてやらないと、今でも売れ残った在庫があるわけですから、頑張らないといけないと思うんです。それで、先ほど上里委員からもいろんな消費拡大というのか、利用の促進というのがあったわけですが、それだけでは非常に厳しいのかなと。やはり、何と

いっても分みつ糖に対抗できるような、あるいは外国からの輸入糖に対抗できるような法的措置、それが農家の大きな救いになるのではないかと思います。あるいは沖縄県黒砂糖工業会の救いになるのではないかと思います。ですから、これを今要請しているわけですが、今どこら辺がどう国でひっかかっているというか、難航しているのはどういうところなんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 まず分みつ糖は農家に支払う際には、国の独立行政法人がありまして、そこから直接農家に支払う仕組みになっていまして、工場からは2万円幾らかの中の1万6320円は国から払う額です。それと残りの2万1000円ちょっとの残りについては、工場が取引価格の中で支払う仕組みになっていまして、7割近くは国が補てんするという状況にあります。それで含みつ糖についても、やはり安心してさとうきびをつくるというのであれば、やはり国が一定程度の直接支払いをしてもらうというのが、やはり安心してつくれる。工場の売れる、売れないにかかわらず、安心してつくれるという仕組みが大事ではないかということで、今現在、独立行政法人農畜産業振興機構にかわるような形の受け皿をどうするのかというのがありまして、では受け皿をつくることによって、どのような販売の仕方をするのかという形だと思います。その場合に、今7工場がありますので一元化をして、そこで一元化をした中で整理をして、取引価格の差額を補てんする仕組みはできないかというのは、こういう想定もしながら分みつ糖と同じような取引になるような形の仕組みはできないかというのを提案していまして、今受け皿をどうするかとか、あるいは財源をどうするかという仕組みの議論をやっている状況です。

○当銘勝雄委員 仕組みはともかく、国が基本的に含みつ糖を補てんする仕組みを、何が一番あれなのか、基本的に農家から見れば、例えば分みつ糖工場にも搬入できれば、あるいは含みつ糖工場にも搬入できるという、我々はあちらに持っていくことも可能なんですよ。前は生産者区域制度とかあったんだけど、今もあるかどうかわからないけど。いずれにしろ農家にとってみれば基本的に同じですよ。この地域は含みつ糖ですから補てんできません、この地域は分みつ糖ですから補てんできません、こういうことでは幾ら何でもおかしな話で、それをやはり根拠にして、きちんと政府を説得するということが大事です。それともう一つは、本会議でも説明しておりましたが、戸別所得補償制度ですね。今これはさとうきびについては全然5品目の中にも入っていないわけで、そうすると、これはいつまでにこの問題が片づくかという、やはりこれは5品目を政府がやるというのだったら、これは制度の問題で整理しないと大変です

よ。まずはこれをひとつ頑張ってください。決意をお願いします。

○比嘉俊昭農林水産部長 当銘委員がおっしゃるとおり、同じさとうきびをつくって、農家の受け取りが一緒ではないというのは、やはり県としても地域振興という意味では厳しいと思いますので、ぜひやはり含みつ糖が分みつ糖並みになるような形の制度については、県知事も一緒になって今いろいろ、また市町村もやっていますので、これについてはしっかり国にも要請をして、分みつ糖並みのしつらえができるように県としても取り組んでいきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 1点だけ黒糖の話で、私はこれは非常に深刻な問題だと認識しているんですが、各製糖工場の4300トンの在庫、各製糖工場の内訳を把握していますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 4317トンのうち、最も多いのが多良間工場で1415トンです。そして最も少ないところが、JAおきなわの与那国営業所で244トンとなっております。

○座喜味一幸委員 これは生産量も多いから在庫も多いという話もあるのでしょうか。それで、今の状態で各製糖工場の在庫もさることながら経営状況の厳しい黒糖工場というのは、経営収支を含めてどのような状況でしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 当期損失は4億7000万円ございまして、前期繰り越しが2億9000万円ございまして、前期繰越額も入れまして約7億円程度の赤字を抱えているということでございます。

○座喜味一幸委員 この累積赤字というのはなかなか減らない方向ですよ、上がっていますよね。そして特に小浜製糖工場の話がありますね。小浜製糖工場は農家への支払いもおくれたり、払えないと。そして経営存続はどうなるんだという危機感があって、農家も生産意欲を落としてきているんですよ。それに関してどれほどの現状を把握されていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 小浜製糖工場の原料代が9700万円ございまして、セ

ーフティネット資金の中で8000万円の枠を活用しまして、現在その差額1700万円が未払いという状況になっております。これについては、今、JAおきなわと調整して融資ができないか検討しているところでございます。

○座喜味一幸委員 これは農家への未払いが1700万円ということですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 はい、そういうことです。

○座喜味一幸委員 これは、今後の見通しを含めて、この経営状況で本当に生産量は伸びるのか、あるいは農家は生産意欲があるのか、経営はどうなるのかシミュレーションか何かされていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今回の1700万円については、今JAおきなわと融資ができないかということを検討を進めております。それから小浜島の糖業につきましては、竹富町、製糖工場、県も入りまして事業が継続できるような形で検討している。これについては、国にもこういう実状だよということは今説明していきまして、いろいろ対策を考えていこうではないかということで、今、国にも話を提案しております。

○座喜味一幸委員 これは国がどうのこうのという問題ではなくて、1700万円の未払いがある。この経営は設備が悪いのか、それとも何が悪くて、しかも今聞いたら在庫がそんなに多いというわけではないですよ。なのにこういう未払いまで出て赤字が出ているという事態、これは存続が成り立つかどうかという極めて大きな問題なので、こういう根本的な問題の対策をしないで、セーフティネットで金を用意しとけばいいという問題ではない。そもそも島が崩壊するかしないかという根本的な問題があって、この問題は必ずしも小浜島だけではなくして、ほかの地域にも少なからずあるんですよ。ですから黒糖工場の離島部の農業の根本、黒糖工業の根本の問題が、この小浜製糖工場に私はあると思っています。その辺の危機感を持って取り組まないと大変だなと。しかも、先ほど当銘委員からもあったように一方では一帯の製糖工場が閉鎖して、さらに新たな北部振興策でもって新しい設備を入れて、しかも小浜島なんかはJAおきなわとか株とかでやって、自分たちの自己資本でつくってきた、元利償還がある、北部振興策にはない。そういう厳しい中でのバランス、そして糖業の新たな分みつ糖並みの制度を要求すると言ってもこんな半端なものではないと。国も何でもかんでもオーケーというわけにはいかない、この問題はそん

な悠長な話ではないと思うんです。したがって、この離島における黒糖工業の話というのは、もう少し私は各工場に入って実態を分析しながらその改善策、経営のあり方、設備のあり方、製品の問題、それから販売の話というのが、今県が一生懸命やっている問題なんだけれども、それを一貫して束ねてやらないと。国に要請しています、分みつ糖並みの制度を要求しますという、こんな悠長な話ではないと私は思っているんです。しかも、県がこの問題に対して県単独として出している金は幾らなんでしょうか。単純にアバウトで8億円から9億円くらいですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 平成22年度で言いますと合計で10億円程度ございませぬけれども、県費では3億5000万円支援しています。

○座喜味一幸委員 いずれにしても、今言ったように根本的な問題が横たわっておりますので、各地域における黒糖工場の現状の分析と、これからのある程度の見通しというものをシミュレーションしていく中で、もう少しどこに根本的な問題があるかという話をしていけない時期にきているので、その辺に対しては、ぜひお願いします。新たな制度要求は制度要求でよろしいです。販路の拡大は販路の拡大でよろしいんです。そして、沖縄産糖の売り込みも結構なんです。だけど、実態として設備投資を含めて今ブロックで出しているものを、では細かいブロックでするための設備投資、それで販路が拡大するかどうかもわかりません。その辺をトータルして考えないと、ほかの製糖工場も借り入れをして、農家へのさとうきび代を支払っている、その現状が私はあると思うんです。そのほかの工場でも借り入れをして農家への支払いをしているという現状はありますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 工場によっては、資金が足りなくて借り入れしている状況はございます。それで、今、座喜味委員がおっしゃるように、やはり全体的に分析をするということは必要だと思ひまして、国とも調整をして、まず基本的に、やはり農家が払う金は借りなくても払える仕組みということで、今概算払いを進めております。それから、一番大きいのは価格が通常250円だったのが今言う再製糖あるいは輸入糖が進出してきまして、価格が落ちたというのが非常に大きな一工場にお金が入ってくるのが少ないという状況がございまして、やはりその価格をいかに維持するのか、あるいは伸ばしていくのかということで、今はまず販売拡大をおっしゃるようにやりますし、それからやはりどうしても価格というのはなかなか、販売は即効性があるものとそうでないも

のがありますので、何らかの差額分の支援をやる必要があるのではないかということで、今回、平成23年度については国も相当程度—2億7000万円程度出してもらっていて、まずその支援をしていこうではないかと。経営の安定を図ることがまず大事でしょうということで、そこも今話をして概算要求もしていただきました。さらに全体的な仕組みとして、やはりまず仕組みを変えないといけないと思うので、やはり短期的と長期的な話があると思いますので、それについてもしっかり国あるいは地元と相談しながらやっていきたいと思っています。

○座喜味一幸委員 最後に要望して終わりますが、今言いますとやはり制度から売り方の話から、そして現場における生産のあり方、工場の経営のあり方あるんですが、いずれにしても、もう高齢化が進んでいる。そして後継者を含めて糖業がもうこの10年で大きな曲がり角に来るのか、それとも再生・持続可能なのかという時期にきているので、とにかくトータルとしての黒糖工業のあり方に対して、総点検をして分析をぜひやってもらいたいと思いますが、決意のほどお願いします。

○比嘉俊昭農林水産部長 離島地域においては、さとうきびはほかにかえられる作物はないという状況がございますので、そこが成り立つような仕組みを考えていかないとと思いますが、そういう意味では、先ほどおっしゃるように担い手の問題もしかり、それから工場の経営安定も含めて検討していきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 陳情第158号の2、デイゴヒメコバチ、先ほど県の補助率が2分の1とおっしゃっていたんですが、それで足りるのかどうか、先ほどの被害本数が結構あったものですから。1本当たりの薬剤の注入は、大体胸高直径が30センチメートルだったら、どれくらいかかりますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 デイゴヒメコバチの防除につきましては、胸高直径で注入する薬剤量が相当変わりますので、今御質疑の市町村の補助の分ということで、約50センチメートルから約70センチメートルの間と、約60センチメートル程度を標準としますと1本約1万6000円程度経費がかかると推定しております。

○瑞慶覧功委員 これは2分の1補助ということで、各市町村におろすわけですよね。これはどういう指導をしているんですか。

○謝名堂聡森林緑地課長 デイゴヒメコバチの防除につきましては、70センチメートル以上につきましては、緊急雇用対策のグリーン・コミュニティ支援事業で実施をすることとしておりまして、それ以外につきましては、70センチメートル以下で市町村が必要だと判断するデイゴにつきましては、2分の1を補助するというので、市町村の要望等を踏まえて申請に応じて補助をしていくと考えております。

○瑞慶覧功委員 公園施設内等にデイゴは多いと思うんですが、例えば各自治体が財政的に厳しいという理由でできないとかという話はないんですか。

○謝名堂聡森林緑地課長 現在グリーン・コミュニティ支援事業で実施する駆除のデイゴ、それから市町村の要望するデイゴについて今調査をしているところでございます。

○瑞慶覧功委員 次に陳情第181号ですけれども、護岸工事は、この済井出地区からの要望でこの工事が行われるようになったというんですが、要望するからには例えば越波があるとか、浸食が激しいとか、そういった地域なんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 屋我地漁港の海岸は台風などの荒天時の高潮により砂浜が浸食されたり、あるいは越波などがございまして、塩害の被害があるということで要望があるということでございます。

○瑞慶覧功委員 護岸工事の延長距離と金額はどうなってますか。

○増村光広漁港漁場課長 屋我地漁港海岸の事業の概要について御説明いたします。総事業費は9億9500万円で事業工期は平成20年度から平成24年度となっております。防護面積は28.6ヘクタールで、対象人口は781名が背後集落にお住まいになっているという地区でございます。

○瑞慶覧功委員 これは、環境アセスメントとの関連はないですか。

○増村光広漁港漁場課長 環境アセスメントにつきましては、公有水面埋立法に基づく環境アセスメントを海岸事業に隣接する漁港事業でやっております、その中で環境影響評価法に基づく対象エリアではないんですが、関係機関等と協議しまして、環境の恵まれている地域でもあるということで、環境影響調査を工事施工前にやっております。それから工事期間中も毎年名護市のほうで環境調査をしております。そして、著しい悪化ということは報告されておられません。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 黒糖の件で教えていただきたいんですが、19ページの処理方針の中で、国に対して要望しているという中で、④沖縄産含みつ糖と輸入含みつ糖及び再製糖との表示区分を明確にしてほしいということで国に求めているのですが、これは現在スーパーマーケットあるいはお店で出されている表示のことでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 黒糖については再製糖と一再製糖というのは普通の白い砂糖に糖みつを加えてつくっている。黒糖の場合には工場で搾ってそのまま糖みつがついた状態で黒い黒糖ができています。あと1つは輸入糖、海外から入ってくるものという3つに分かれていまして、その中で量販店にもよりますけれども、再製糖も黒糖というイメージがあるということで。関係団体と県もそうですけれども、やはり黒糖という表示の方法をしっかりとしないと、再製糖あるいは海外から入ってくる含みつ糖も黒糖ということではいけないのではないのかということで、まず1つは原産地表示、まず原産地表示を入れれば海外から入ってきたものについては、これはどこどこ産、これは沖縄産ということで消費者にとっては、沖縄産だからこれを使おうということになると思います。一方で先ほどの再製糖、要するに白い砂糖に糖みつを混ぜて含みつ糖ということもありますので、それについては、今一つのくくりとして再製糖は加工黒糖という表現をしていこうではないかと。その場合に、加工黒糖と黒糖という表現を使うということに対しては、やはり黒糖が入っているという前提がないといけないのではないのかということで、加工黒糖と表示する場合には黒糖の原料を一部使うということで、県内の合意は大筋とれまして、加工黒糖はそういうことで黒糖を入れたものを加工黒糖にしようということで合意をとって、今国一消費者庁に対して、そういうことで加工黒糖については黒糖

が入ったということの表現で定義をしてほしいということをご提案していますし、それから原産地表示もしっかり輸入糖と国内産黒糖とを区別してもらおうということをお願いをしているところです。今話し合いを、消費者委員会の中でそれを議論するというにはなっている状況でございます。

○仲宗根悟委員 では、現在、私たちはスーパーマーケットや量販店、ジャスコあるいは大きなお店などで沖縄のお土産コーナーということで専用コーナーがちゃんとあって、そこに県産品をずらっと並べて観光客が買いやすい、求めやすいコーナーがあるんですが、そこに黒糖がずらっと並べられてはいるんですよ。現在は沖縄産ですよ、あるいは輸入黒糖ですよという表示はないものですから、どれをとってもよくわからないという状況なわけですよ。

○比嘉俊昭農林水産部長 はい、そういうことです。黒糖と加工黒糖というのはこういうものですよという定義をJAS法—農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の中でしっかりやってもらって、そうすれば表示としては、売るときにこれは加工黒糖ですよとか表示をする形になる。今はその表示がないものですから、ただ黒糖ということでは表示はあります。

○仲宗根悟委員 沖縄県黒砂糖工業会が新聞にも掲載されて陳情も出てきて、座喜味委員がおっしゃるように非常に窮地であると。工場を救いたいという思いはあるんですが、再製糖に関しても県内の業者がつくっていて販売をしているわけですよ。あと1つだけ確認したいのは、先ほど座喜味委員が言ったように製糖工場から出てきたブロックの黒糖を販売業者が小分けをしながら袋に入れて、そういう流通といったのもあるので、直接工場からなのかと思って。どうなんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 まず1つは加工黒糖の販売先というのは大体県外になりまして、恐らく飲料とかカステラとかそういう原材料に使われている状態で、そういう意味ではドットが大きいのはやはり県外へ今やっています。

それから、一部やはりどうしても今言うユーザーだけを頼るのでは消費拡大にならないということで、今、七島黒糖というのを沖縄県黒砂糖工業会がつくっているということで、また一部は工場でも袋入りの300グラムのかち割りを、工場独自でも販路を開いていこうということで、今言うユーザーだけではなく、みずからも消費拡大をするということ、今やっているところでございます。

○仲宗根悟委員 お土産品店あたりに行きますと、ちゃんと各離島の物が並べられて大きな箱で1500円あたりでしょうか、買ったことがあるんですが。今、小袋というか消費者が求めやすいような、1カ月1袋食べたいなというときに、どこそこの島の物です、多良間島です、あるいは与那国島ですという表示は、今はできないんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今の7つの島については、ちゃんと与那国島は与那国島産という表示をしています。そして、1つは地域商標登録というのがありまして、沖縄黒糖というのは、7つの島が使う形で登録もされていますので、その中で与那国島産、伊平屋島産という表示はしております。

○仲宗根悟委員 では皆さん、県民は1カ月に1袋ではなくて、二、三日に1袋運動をしましょう。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 私は1点だけ、陳情処理概要26ページの先ほどのダイビングの件で、これは毎回のように陳情がきているんですが、宮古島市の水産関係者も交わって解決に向けての協議がされているんですか。

○勝俣亜生水産課長 どちらかといえば、宮古島市は余り動いていません。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城満委員。

○玉城満委員 デイゴヒメコバチの陳情の件ですが、これは各NPO・団体がデイゴ再生に向けて動いているとありますが、県は予算をやるだけで、沖縄県の県花が危ないみたいな、そういう大々的なキャンペーンというのは考えておられますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今のところそういうことはないんですが、いずれにしてもやはり県花ということですので、観光客が来て、やはり美しい花が咲いているという意味では非常に重要だと思いますので、県としてもしっかり予算をとって、沖縄に来たらいいなという話のイメージをつくる意味では、予算化

あるいは場合によっては体制を、どういう形でやったほうがいいのかを含めて検討はしたいと思います。

○玉城満委員 皆さんが今やっている赤い羽、リブの花にしても、それで全県展開にするとか、そのリブの花をつくるのは緊急雇用か何かでNPOにつくってもらうとか、そういういろんな方法を仕掛けていくということが必要ではないかと私は思うんです。そしてほかの県民が、そこまで今県花が危ないなんてという頭がないんです。これは何かというと、本当に危機的状況ですよ、80%、90%というのは。これをもう少しアピールしたほうが良いと思いますが、この辺のところはどうでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 県花が、そういう被害を受けているということは、しっかりPRをしながら対応も考えていかないといけないと思いますので、予算面も含めて検討したいと思います。

○玉城満委員 次は屋我地漁港の件なんですが、先ほど環境についての話は渡久地委員からも上里委員からも出たんですが、ことしの10月に名古屋市でCOP10がございますよね。その生物多様性条約第10回締約国会議には沖縄県も参加するとか、そういうことは考えているのでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今のところかかわってございません。

○玉城満委員 実はある人の情報なんですが、これからはそういう事業、公共事業をやったら、そのやった分、やって自然にちょっと迷惑をかけた分、それを再生させるグリーン開発メカニズムが10月に調印されると、全国的に公共工事を10したら3の自然はもうどこかで、その対価で再生させるというルールが日本でも承認されるそうなんです。そうだとすれば、今沖縄県は海の問題だとか緑の問題や赤土の問題も全部あるので、そういうところにいち早く手を挙げると、多分モデル地域を獲得することができるのではないかと思います。ですから、これは文化環境部だけの問題ではない、農林水産部だけの問題ではない、土木建築部もそうですね。これはちょっと早目に対応していただいて、どなたか会議に対して参加して、これがどういう内容になっているというのをいち早く情報を聞いて、ぜひとも沖縄県のグリーン開発メカニズムを確立して、世界から注目されるような自然再生というか、それに取り組んでもらいたいと思っています。これ皆さんの部署でも絶対重要なことだと思いますので、その

辺ひとつよろしく願います。その決意のほどをよろしく願います。

○比嘉俊昭農林水産部長　今は情報を把握しておりませんが、文化環境部から情報を収集して、今、玉城委員がおっしゃるような話も含めて対応を、これは農林水産部だけではないと思うので、文化環境部とも相談をしながら対応したいと思います。

○玉城満委員　これは10月ですから、これが終わったらすぐ手を挙げて動けるような形にすれば、国も相当な予算を組むはずなんです。その辺のアンテナを広げていただいて、よろしく願います。

○玉城ノブ子委員長　ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長　質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

午前11時50分　休憩

午後1時23分　再開

○玉城ノブ子委員長　再開いたします。

次に、観光商工部関係の陳情平成20年第201号外9件の審査を行います。

ただいまの陳情について、観光商工部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

勝目和夫観光商工部長。

○勝目和夫観光商工部長　観光商工部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

まず初めに、委員のお手元に、経済労働委員会陳情に関する説明資料という資料を配付しておりますので、その目次をごらんください。

観光商工部関係は、継続陳情が8件、新規陳情が2件となっております。

継続陳情8件のうち6件につきましては、前定例会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、まず、処理方針に修正のある継続陳情2件について、御説明いたします。

修正のある箇所は、見え消し修正及び下線により表示しております。

説明資料の10ページをお開きください。

陳情平成21年第194号、平成21年度中城湾港（新港地区）振興に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

平成22年6月8日に開催された中城湾新港地区協議会において、カボタージュ規制の一部緩和等の県の取り組みについて意見交換を行っております。

また、同協議会会長の名護氏が委員長を務める沖縄市東部地区経済活性化委員会が主管するシンポジウム「中城湾新港を活かした街づくり戦略」で、企業誘致に向けた施策、現状と課題の説明を行っておりますので、その旨追加しております。

次に、11ページをお開きください。

陳情平成22年第35号、第三セクター・沖縄市アメニティプラン株式会社の融資に係る連帯保証人会に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

沖縄市アメニティプラン株式会社は、平成22年6月12日の株主総会における解散決議後、清算会社となり、8月19日に那覇地方裁判所に対し、特別清算手続の申し立てを行い、9月3日に特別清算の開始決定を受けておりますので、その旨修正しております。

続きまして、新規陳情について御説明いたします。

説明資料の18ページをお開きください。

陳情第161号、沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置の期限延長等に関する陳情、陳情者沖縄県酒類製造業連絡協議会会長（オリオンビール(株)代表取締役社長）嘉手苺義男外1名、陳情要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。

県は、酒造業界と業界の経営に関する現状及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に基づく酒税軽減措置延長の必要性に関し、意見交換を実施しているところであり、その中において、県としても、長期化する景気低迷の影響などによる出荷数量の減少など、酒造業界を取り巻く経営環境は、厳しさを増していると認識しております。県内酒造業は、離島を含めそれぞれの地域に根づいた地場産業であり、地域の雇用を支えております。このようなことから、県としては、酒税軽減措置延長の実現に向けて、取り組んでまいりたいと考え

ております。

また、原料米価格の引き下げにつきましては、原料米の販売予定価格の所管は、国一農林水産省であることから、今後酒造業界と連携した国への要望を検討してまいりたいと考えております。

物流コストの低減策につきましては、沖縄県経済の振興にとって重要な課題であることから、今後とも、その対策について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、説明資料の20ページをお開きください。

陳情第182号、海外留学生受入事業の継続に関する陳情、陳情者沖縄パンアメリカン連合会会長大山盛稔外7人、陳情要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。

海外留学生受入事業については、平成22年度県民視点による事業棚卸しにおいて、不要との意見が出されております。関係者には、同事業について、現行事業の廃止や新たな施策の実施も含め、全体的に事業の見直しを行っているところと説明しているところです。

同事業のあり方については、年内開催予定の行政改革推進本部において決定されますが、観光商工部としては、内容の充実を図るよう見直し、継続することを含め、調整していきたいと考えております。

以上が、観光商工部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 新規陳情第161号ですが、酒税軽減措置については代表質問でも取り上げて、必要性を言っているんですが。今、泡盛、特にタイ米ですね。これは全部タイから輸入しているんですか。

○登川安政商工振興課長 泡盛の原料米、輸入米については、タイ米を政府の

ミニマム・アクセス米で輸入しております。すべてそれを使っております。

○当銘勝雄委員 ミニマム・アクセス米というのはわかるんですが、要するにタイからのものだけかという、現地の話を知っているんです。ほかのものを含めてのミニマム・アクセス米なのかどうかです。

○登川安政商工振興課長 すべてタイ米でございます。

○当銘勝雄委員 これがすべてタイ米というところに私が今心配しているのは、この前、尖閣諸島付近での漁船衝突事故で、IT関係のレアアースが中国から出なくなったということで非常に心配されたわけですが、このタイの米を、タイがまた何かで出しませんよとなったら泡盛産業も大変なことになるわけですよ。ですからそこら辺はほかの地域からも含めて、似たような米を生産しているところから輸入するとか、こういう措置も考えておく必要があるのではないかという感じがするんですが、これについてはどうなんでしょう。

○登川安政商工振興課長 この件については、やはり沖縄県酒造組合連合会も1国だけに依存して何かあった場合に、泡盛の製造が滞るということに懸念を持ちまして、ほかの外国産についての検討も始めると聞いております。

○当銘勝雄委員 これは絶対に必要だと思います。問題は、タイ米というのはサラサラとした米だと思うんですが、これをほかでは、例えばタイの近くあたりで生産しているところがあるのかどうか、そこら辺はどうなんですか。

○登川安政商工振興課長 詳細な生産地、そういった国で同じ米がつかれるか詳細には把握しておりませんが、やはり東南アジアで生産する米ですから、生産は可能かと思いますが、詳細についてはわかりません。

○当銘勝雄委員 泡盛については、もちろんタイ米を使っているから泡盛独特の風味、味、品質があると思うんですが、場合によっては沖縄県の黒糖を使って焼酎をつくるということも含めて、泡盛、焼酎を製造するとか、そういったことも検討されているんですか。

○登川安政商工振興課長 今、黒糖関係、奄美大島で黒糖焼酎をつくっていますが、県内の酒造メーカーで黒糖を使った焼酎とかの商品開発は今のところ聞

いておりません。

○当銘勝雄委員 たしか前は白鷺、あれは糖みつを使ったものではなかったかと思うんですが、そこら辺は覚えていませんか。

○登川安政商工振興課長 今、当銘委員のおっしゃった白鷺は、今の泡盛の乙類酒ではなくて甲類酒の、連続式蒸留でつくった酒となっているそうです。

○当銘勝雄委員 ということは、アルコールという意味ですか。

○登川安政商工振興課長 同じアルコールですが、連続式蒸留となりますから泡盛ではないです。

○当銘勝雄委員 もっとわかりやすく、泡盛とどういう違いがあるのか。

○登川安政商工振興課長 泡盛は単式蒸留でつくり、今の白鷺関係は連続式蒸留で、また飲みやすい酒になるというような、説明が不十分なんです、つくり方が違うというところで御理解をお願いします。

○当銘勝雄委員 酒税の話については、もちろん地元のオリオンビールの話も絡んでくるわけですよ。ビールは麦でつくると思うんだが、この麦の輸入というのはどこからになっているんですか。

○登川安政商工振興課長 麦は、ほとんどオーストラリアだと聞いております。

○当銘勝雄委員 それも、やはりオーストラリアだけでいいのかという問題が出てくるんです。しかし、オーストラリアからとなるとやはり輸送費は高くつくのではないかという感じがするんですが、どうなんでしょう。

○登川安政商工振興課長 輸送コストは、ほかの地域と比べて、どこの地域から輸入するかということに関係してきますけれども、その数値関係は把握しておりません。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
前島明男委員。

○前島明男委員 陳情第161号なのですが、処理方針として検討してまいりたいということなのですが、皆さん方その必要性も認識しているわけですよね。書いてあるように、酒税軽減措置延長の実現に向けて取り組んでまいりたい、取り組む、これはもう結構です。酒造産業界を取り巻く経営環境も非常に厳しさを増しているという認識も正しいと思います。

そこで、原料米価格の節減につきましては今後酒造業界と連携して、国への要望を検討します。この検討しますとは、何とも便利であいまいな表現かと私は思うんですが、これは検討云々ではなくして、こういういろんな認識もしているわけですから、国への要望をしてまいりたいという表現にしたらどうなんですか。要望を検討してまいりたい、検討をしても、これをいつまで検討するかわかりませんが、国へ要望してもらいたいと業界から陳情もあるわけですから、検討云々とかではなくて、はっきり国へ要望するという表現にしたらどうですか。それと一番下の、物流コストの低減策につきましても検討してまいりたいと、これも推進しますということで態度をはっきりさせたらどうですか。検討という言葉は行政が一番よく使うあいまいな、これに我々もよく惑わされるんですが、行政用語として一番あいまいなんですよ。そういうことではなくして、皆さん方は必要性も十分認識しておられるわけですから、検討云々ではなくて、これを推進しますということにしたらいかがですか、そうすべきだと私は思います。

○勝目と夫観光商工部長 まず、原料米の引き下げについては円高が続いておりますので、業界と相談して要望活動につなげていくように相談していきたいと思います。これは要望をしていききたいと変えたいと思います。

あと、物流コストについてはいろんな課題があって、我々としては実現するように取り組んでいるところなのですが、なかなか、例えば泡盛のコストに関してどうするかという話を含めて、いろいろ相談していききたいと思いますので、これは今しばらく検討にとどめておきたいと思っております。ただし、取り組んではおります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
上里直司委員。

○上里直司委員 同じ陳情第161号、説明資料18ページの件でお尋ねをいたします。先ほど前島委員からもありましたが、この原料米価格の引き下げという

ことで要望を出されていますが、具体的に何をどうすれば原料米価格は下がるのでしょうか。

○登川安政商工振興課長 この原料米価格の件を、沖縄県酒造組合連合会と意見交換したところですが、原料米の価格決定は、まず現地で消費者が購入して、その輸入価格に政府が売買差益、マークアップという金額をのせて、業界には販売しているんですが、まずは政府が上乘せするこの売買差益を引き下げてもらいたいというのが、業界からのこれに対する要望でございます。

○上里直司委員 先ほど、勇ましく要望しますとおっしゃっていましたが、このミニマム・アクセス米というのは、制度自体は全国的に展開されている制度ですから、沖縄県だけマークアップという制度をとれということは、實際上可能なかどうかということと、これまで県はそのことについて要望したことがあるのかどうか、そのことについてお尋ねいたします。

○登川安政商工振興課長 この原料米に対する県としての要望は、これまで政府に対して行ったことはございません。それと、今この売買差益、マークアップを下げるのが可能であるかどうかについては、沖縄県の特殊事情、例えばタイから輸入する場合に沖縄県内の泡盛業界が使用する米につきましては、すべて沖縄県でおろして、そこでまた加工等をして業界が買っております。そういったことから、オールジャパンの米の輸入の経費といいますか、そういったものは沖縄県はまだ安くついているだろうという考え方もあって、そういった意味合いで特殊性ということを説明して、引き下げを要望していくということを業界としては考えていると聞いております。

○上里直司委員 ちなみに、その売買差益というのは、どれぐらいの幅なんですか。

○登川安政商工振興課長 この売買差益について、国からの公表は特にされていません。それで、これはもう推計にしかならないんですが、今の輸入米の国際相場、これも沖縄県酒造組合連合会からの情報提供なんですが、トン当たり6万円から7万円程度だろうと。そして現在、輸入価格の国際相場6万円から7万円に対して、今、沖縄県酒造組合連合会への米の卸価格、購入価格はトン当たり9万円です。ですから2万円程度の売買差益があると推計はしております。あくまでもこれは推計です。

○上里直司委員 そういう意味では、今要望するとおっしゃって、また処理概要でも検討すると書かれていますから、ある程度推計ではなくてちゃんと聞き取りして、どれぐらいのマークアップという差益なのかというのはちゃんと調べて、それから交渉に入らないといけないのではいでしょうか。そこは指摘をしておきます。

次の質疑をしますけれども、以前いただいた資料でも、これは沖縄要領—沖縄県における政府所有外国産米穀の販売要領によるスポット販売での見積もり合わせと、政府要領—政府所有米穀の販売要領による定例販売での入札というところで、随分原料米の仕入れ価格の金額がはね上がっているんですね、これはうるち精米ではあるんですが。この沖縄要領によるスポット販売での見積もりと、政府要領での違いというのはどうなっているんですか。

○登川安政商工振興課長 去年の4月までは沖縄要領と政府要領がございましたが、去年の4月から沖縄要領は廃止されています。一本化されています。

○上里直司委員 沖縄要領によるスポット販売での見積もり合わせによって今までは価格が抑えられたのが、去年の4月から沖縄要領が廃止をされて、仕入れの原料米の価格にそれが転嫁されているということではないんですか。

○登川安政商工振興課長 今は政府要領だけになっていますが、基本的にはやはり政府要領の落札価格でもっての販売が原則ですが、実際は全国販売の価格よりも沖縄県の場合は若干やはり安い価格で販売価格は決まっていると聞いております。

○上里直司委員 今言った差益、マークアップといった部分を縮減することによって原料価格を低減させると。こういった特殊な事情が今まではあったんだけれども、それが廃止をされたことによって少しはね上がっているのではないかと思ったので質疑をしたんです。ですからそこも含めて、これが沖縄県独自のものが適用されるのかどうかというのは別として、その制度的なものをもう少し研究されてみてはいかがでしょうか。

次に移りますが、この沖縄県酒類製造業連絡協議会という団体は、沖縄県酒造組合連合会とオリオンビール株式会社が入って構成されている協議会ですよ。泡盛の出荷量というのは減っているという話は聞きますけれども、オリオンビールの出荷量というのはどうなっているんでしょうか。

○登川安政商工振興課長 オリオンビールの出荷量は、ビール、発泡酒、新ジャンルの3つの区分で分けられていますが、この3つを合わせたビール類という形では、平成6年の6万5439キロリットルをピークに徐々に減少しており、平成20年は5万1742キロリットルまで減少しております。特にビール単体は平成6年の6万5439キロリットルから、現在は2万6326キロリットルまで減っております。それを補っているのが発泡酒であり、新ジャンルが伸びております。発泡酒も新ジャンルが出たことによって平成16年をピークに減少しておりますが、ビール本体自体も減少はしております。

○上里直司委員 この復帰特別措置にかかわる酒税の軽減措置というのは、基本的に酒税を軽減することによって、県民が泡盛やビールを購入することを期待して酒税の軽減を図っているわけですね。この軽減措置は、何のためにだれのために図られている措置なんですか。

○登川安政商工振興課長 この酒税軽減措置は間接税でございます。間接税ということで、本則課税よりも、例えばビールであれば100分の80という課税措置になりますが、その差額分、これは納税しないで済んだ課税分でもって会社としての経営基盤の強化、それとまたオールジャパンの全国メーカーとの価格競争力の維持、そういった各方面に対応するために措置された制度となっております。

○上里直司委員 そうすると、これは租税の特別措置で図られているもので、この対象というのは泡盛の酒造業界とビール業界に向けた租税措置ということなんですか。

○登川安政商工振興課長 この制度自体、復帰特別措置ということで、沖縄県の復帰に伴い本土の社会システムへの円滑な移行を図るための激変緩和措置として、一般消費者生活と産業・経済、酒造業界への影響を緩和するために導入された制度で、やはり安い酒を提供できることにはなりますし、経営基盤の強化にも貢献できる特別措置という形になっております。

○上里直司委員 これは2つ説明していただかないと困りますよ。つまり、1つは業界の皆様方の経営基盤の安定だとか、そういうものを支援するというものですがけれども、しかしこの酒税の軽減措置というのは消費者が復帰にまつわ

って、高いお金でお酒を買わなければならない激変を緩和するというところで、軽減させたというところがありますから、この2つを押さえないといけないわけなんです。しかし、問題となっているのは、これまで38年間かけて酒税の軽減措置が図られてきたんですが、図られてきたけれども伸びてないし、出荷量も減少しているし、経営基盤も相変わらず弱いという状況なんです。ですから、この酒税の軽減措置が、消費者のためになってはいるが、本当に業界のためになっているのかというのは、皆さんはどう考えているんですか。

○登川安政商工振興課長 この酒税軽減措置は昭和47年度から実施されていますが、昭和47年当時から飛躍的に大きく業界は伸びております。今、落ちているということ、出荷額が減少しているのは、この数年の景気後退、それから泡盛については焼酎ブームが沈静化したというような、さまざまな理由から最近の減少になっております。復帰直後の状況からは、格段の成長を遂げているのが酒造業界でございます。

○上里直司委員 近年は下がっているわけですよ。近年は下がっているというのは、近年も酒税軽減措置が図られているわけなんです。だけれども、落ちていると。皆さんは今、焼酎ブームが落ち着いたから飲む量が減ったと言うけれども、その間もずっと酒税は軽減されているわけなんです。そういうことからすると、これだけでは足りないはずですよ。足りないというか要望は要望として受けとめるけれども、この業界が求めている現状には今ないわけなんです。ですからそこは改めて、この酒税の軽減措置以外に皆さん方、酒造組合だとか、業界の安定のために何か策を講じないといけないはずなんです。これ以外に何か考えていますか。

○登川安政商工振興課長 特にこの泡盛関係の県外出荷が減少している、それから県内についても伸び悩んでいることに対しまして、県としては平成21年度、平成22年度に泡盛の魅力を発信するための情報発信、各酒造メーカーの商品それから泡盛の歴史等を発信する泡盛百科というデータベースのホームページを立ち上げて広報宣伝しています。それともう一本、今年度からこれは国の沖縄特別振興対策調整費を活用しまして、泡盛の販路拡大のためのマーケティング展開事業を現在実施しているところです。

○上里直司委員 確かに、平成21年だけではなくて、その前も皆さんいろいろやられているのは知っているんです。ただ、とりわけ中小企業の経営体が脆弱

ではあるんです。それで設備も更新されない、ですから今やろうとしていることは大きな企業、大量に出荷ができるような企業にとってみれば、マーケティングも販売促進もある程度つながっていくわけなんです。しかし、問題なのは中小の企業なんですよ。ですからもう少し中小の企業の設備が更新されるように、例えば設備更新時の借り入れだとか、そういうものについては皆さん方ちゃんと支援するような対策をとるとか、経営支援を行うとか、その辺のことをやらないと、いつまでたってもこれが恒久税制みたいになってしまうんです。ですからこれは県民の後押しがあるからある程度、政府に要請をしたときにも政府も受け入れざるを得ないという状況なんですけれども、それがいつこれを受け入れられないということになりかねない、もう今期限を迎えているわけですから、ぜひ中小企業に対しての支援をちゃんとやっていただきたい、これは要望しておきたいと思っております。

あとは、物流コストの低減策もやられているということなので、ぜひ観光商工部長、過去にも業界がみずから物流コストの低減を図るということで取り組んだ事例があるようです。それがどういうことだったのか、なぜ失敗したのか、途中で頓挫したのか、そのことについて皆さん承知しているのでしたらお聞かせいただけますか。

○勝目 和夫 観光商工部長 物流コストは、やはり沖縄県にとって、特に製造業については非常に大きな問題で、10年以上前だったと思いますが、晴海埠頭に共通の倉庫を持つとか、そういうことで取り組んだ事例があったという報告などは受けていますが、要するに荷物が思うとおりに集まらなかった、定時制と定量制として、やはりちゃんと集まらない、時間もあるとか、そういういろんな問題があってシステムとしてうまく稼働しなかったということだと思いますが、そういう話を受けて、我々としてはやはりこれは沖縄県にとっては非常に課題でありますし、その中でカボタージュとか一部そういう規制緩和とか、あとは今度の総合特区で国が今、アイデアを募集している中にも、物流の特区というのも一応提案しております、やはりいろんな切り口から、今に合った仕組みで、ITも活用しながらシステムを構築して何とかしていきたいと思っております。

○上里 直司 委員 定時に定量を運ぶということができなかったというのが理由に上げられていましたが、今回、古酒の郷のそろそろ着工に入るのでしょうか、その辺の古酒の郷の着工状況というのは把握されていますか。

○登川安政商工振興課長 古酒の郷については、特別自由貿易地域に立地を計画しておりまして、今その立地関係の買い取り条件付きの賃貸契約についての調整を行っているところです。まだ、着工がいつからというのは決定しておりません。

○上里直司委員 沖縄県酒造協同組合の総会を開いた後に出た5月の新聞記事でも、早くても5カ月後の着工の見通しを立てて、その前後に私も商工振興課長にお話を聞きましたけれども、何とかこの古酒の郷というのは、事業縮小してはいますけれども、何とか早目に着工していただいて、今言った定時・定量のものを出せるような仕組みを、ぜひ取り組んでいただきたいということで、終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 やはりお酒の話で、オトーリも泡盛に限るんですけれども、少し大きい目で見ると、今、喜界島の黒糖焼酎、全国のコマーシャルに乗ってブレイクしていますよね。沖縄県内で泡盛以外にタイ米以外のほかの材料使ってつくっている泡盛って何種類ぐらいありますか。

○登川安政商工振興課長 タイ米以外のお米として金武町伊芸産の米を使って泡盛をつくっております。石垣市の酒造所も岩手県からのお米を使ってつくっております。

○座喜味一幸委員 先ほど上里委員が指摘していたように、5年ごとに更新してきた酒税軽減措置が、前回軽減措置を認める条件として、何をどう改善すべきかという問題提起がされたと思うんですが、それを教えてください。

○登川安政商工振興課長 前回の延長時に業界が提示した取り組み状況としましては、やはり泡盛業界は今後の泡盛が伸びていくために、県外展開をしていくという目的で古酒を戦略品目として位置づけ、先ほど上里委員からも質疑ありました古酒の郷構想を提示し、その実現に向けて今取り組んでいるところでございます。次にオリオンビールにつきましては、県外市場への販路拡大、特に首都圏に対しての販売関係の拡大を行うということで、首都圏での営業拠点を強化すること、それと多角的経営といいますか、ビール関係の市場も先を見

通しながらリゾートホテル関係への異業種展開も進めていくというところもあります。ここについては、5月の新聞報道にありましたように、海洋博公園のエキスポランドにホテル関係への着手を今進めております。あともう一つビール園の開設もございましたが、実はこのビール園、名護市と連携して名護市の海産物市場と連携したビール園という計画があるんですが、今名護市との調整が中断しておりまして、滞っております。

○座喜味一幸委員 沖縄県の酒造業界も、少し脱皮しないといけない時期に来ているのではないかと思っているんですが、内地で今黒麹を中心とした蒸留焼酎、それが多様な商品が出ていろんな面で伸びてきているという数字を押さえていますか。

○登川安政商工振興課長 黒麹は沖縄泡盛の魅力の一つなんですが、この黒麹を使ったお酒としては宮崎県の黒霧島がございまして、この黒霧島が相当のシェアを占めております。

○座喜味一幸委員 そういう意味で、非常に黒麹そのものの扱いやすさ、それから強さ、そして風味のよさみたいなものをいち早く、内地の酒造会社はもう着目して泡盛をしのぐ商品、泡盛にとってかわる戦略を立てて、いろんな商品開発をしているというプロの話は私は酒屋さんから聞いたんです。

そういう意味では、いつまでも我々沖縄県の酒造業界が、何か島の人たちの所得が低いから安い酒を供給するだとかというものから、もう少し脱皮した形で、逆に言うと経済競争にも立ち向かっていける泡盛のよさというものを、もう少し外に出していくためにも、もう一皮も二皮も脱皮しないといけない時期にきているのかという思いを持って、もったいないという思いがあるんです。

喜界島の黒糖、5年前に干ばつで向こうの黒糖がとれなかったもので、実は私は向こうの方に頼まれて宮古島の黒糖を買い集めて送ったことがあるんです。そのときから、もうすごいブレイクしているんです。

ですから、先ほど当銘委員からも話があったみたいにタイ米、今までの頑固なまでのこだわりもいいんですが、やはり市場競争のニーズに対応した事業というものを展開していかないと非常にまずいのかなという思いがありまして、石垣市で内地の米を使った焼酎とか飲んでみたんですが、そんなに遜色ないと思うし黒糖焼酎なんて非常に口ざわりがいいんです。

かつて沖縄県はサツマイモだとかさとうきびだとかパイナップルとかで密造酒に近い部分もあったけど、そういう酒造のいろんな展開があったのに、今は

割と硬直している。

でも実態として酒税の特別措置があるおかげで、今泡盛業界というのは中小規模ながらも、ある所得を上げていますよね、だんだん売り上げは落ちているけれども。そういう意味で、いつまで特別措置というのは続くのかというような、先が見えない部分を今考えないといけないのかなと。

そして市場展開も沖縄県のみならず内地や大きい外国も含めたところに展開していくときに何が足りないのか、何をどうすればいいのかということを検討する時期にあると思うんですが、いかがでしょう。

○勝目 和夫 観光商工部長 泡盛にしても、県外出荷が伸び悩んでいると。県内はそこそこ安定しております、やはりこれ以上伸ばす場合は外にもっと広げないといけないのではないかと。それは国内のみならず、やはり海外展開も一部いろんな試みはされておりますので、こういったものを県としては支援していきたいと思っております。

○座喜味 一幸 委員 単純に言うと、今の酒税軽減措置がないと県内の酒造業界は成り立ちませんか。

○登川 安政 商工振興課長 今は100分の65という形で軽減措置されていますが、現状の経営状況はかなり厳しい企業がありまして、我々8月くらいから企業関係もヒアリングしていますが、本則課税になった場合には、それを会社として吸収することはもうできないと。実際、今我々が把握しているデータでも、昨年度の経営状況は3割程度の会社が営業利益がマイナスになっております。今の現状で課税が本則課税になった場合には、この価格では売れない、そしてさらに間接税ということで価格転嫁した場合には、九州からかなり攻勢のかかっている、九州の焼酎との競争力に懸念があるという話を聞いております。

○座喜味 一幸 委員 オリオンビール株式会社は、大分いろんなソフトドリンクを含めて多品目開発してきているので、相当いろんな企業努力はされているかと思うんですが、いずれにしてもオリオンビール株式会社も多分この軽減措置がないと厳しい部分があるとは思いますが。ビール側のその辺はどうですか。

○登川 安政 商工振興課長 オリオンビール株式会社自体は、ビール自体は出荷量が減っていますが、新ジャンルとか発泡酒とかいろんな多品種への経営努力、それと会社自体でのコスト削減等を行いまして、経営としては黒字経営をして

おります。ただ、やはり今本土の大手メーカーとの価格競争が激化して、これも意見交換の中で、かつて8割ぐらいあった沖縄県内でのシェアが、今は5割程度という話があります。さらに最近韓国系のビール、それも80円台で安売りしているビールがどんどん入ってきて、今後については大きな懸念を持っている、というのがオリオンビール株式会社側の説明でございました。

○座喜味一幸委員 いずれにしても、この酒造業界は沖縄県にとっては大きな経済的なウエートを占めていますので、また泡盛という文化、そういう由来も大事にしないといけません。いずれにしてもグローバル化していろんな多品目の競争が激化しているので、やはりぼやぼやしていたら負けるので、そこら辺をしっかりとサポートしていくという時期に来ていると思っております。どうですか観光商工部長、決意のほどをお聞かせください。

○勝目と夫観光商工部長 泡盛業界も、例えば株式会社トロピカルテクノセンター—TTCと組んで、風味豊かな商品開発とか一部取り組んでいるところがありますし、我々としてはそういう取り組みや販路拡大していく、新しくどんどん変えていきたい、大きくしたいというところを精力的に応援していきたいと思っております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 幾つか教えていただきたいんですが、今の酒税の問題ですけども、これは今大変な問題だと認識していると思えますけれど。まず、私が新聞で見た限りでは、つい先ほどまでは一副知事でしたかね、これは無理だと、これを要望すること自体無理だということが新聞にありましたよね。それがここに来て、実現に向けて取り組んでまいりたいと本会議でもそのようになっていきましたが、議会開会前まではこれは無理だということで新聞にも載ったんだけどね。要望すること自体が無理だという感じだったんだよね。ですから皆さんの議論の中でどこがどうやって変わってきたのか教えてもらえますか。

○勝目と夫観光商工部長 国との最終的な動きは来年の夏以降ですが、ですからまだ少し早いんですが、細かく調整していくのはですね。それで前回の要望を踏まえて国との調整状況がよくはなっていないという現状はあります。それでも、我々としては業界のヒアリングとか昨今の経営環境を含めて厳しいとい

う状況を改めて踏まえて、国との調整状況は厳しい状況ではあるけれど、要望していくような仕掛けをしていきたいという形でございます。

○渡久地修委員 私が認識しているのは、国に要請して国が厳しいということではなくて、要望すること自体が県としては無理なんだみたいな、県として前もお願いして延長してもらった、これ以上要望することは困難ですよという立場だったと思うんですけど、これが変わってきているように思うわけです。これは、またいじめているということではなく、私が聞きたいのは要望するときの理論構成、要するに大変だから延長してくださいという従来型の理論構成でいくのか、新たな理論構成はありますか。

○勝目と夫観光商工部長 前回はやはり事務方同士の調整は非常に厳しいものがありまして、最終的にある程度政治的な決着、動きも相当功を奏したというのがあって、依然として事務方同士の調整は今後も厳しいものがあると思いますが、今ヒアリングとかいろんなことをやっています、新たな事務方としての理屈をつくっていかうということで業界とも相談しているところです。

○渡久地修委員 ぜひこの問題は、これまで38年間の沖縄振興計画が実際どうだったのかということと、沖縄県が島嶼県という問題でどうなのかも含めて一こういう理屈でいったらいいですよという意味ではないですよ。とにかく道理のある延長を訴えていくような、説得力のある理論構成をしないといけないと思うので、それは県議会も含めてお互いこれは努力して構築して行って、何とか実現させるようにやっていきましょう。ぜひ、県としても今までのような理屈では、本当に厳しいと思うので、その辺はきちんと、政府も、ほかの県民、国民にも納得できるような理論構成というのを急いで構築する必要があると思うんですが、もう一度お願いします。

○勝目と夫観光商工部長 我々も業界の意向を踏まえながら、そういう事務的な理屈と、あと委員のお知恵もかりて対応していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○渡久地修委員 先ほど軽減措置が100分の65と言っていました、これが100分の65となっている場合の軽減された額というのか、泡盛で総額幾ら、ビールで総額幾らという額を教えてください。

○登川安政商工振興課長 泡盛の酒税軽減額の実績というのは、国税庁の公表データをまとめた形でもらっております。平成21年度までの38年間の累計は、酒税軽減相当額という数字では1058億7000万円となっております。平成21年度単年度では35億7000万円というのが酒税軽減相当額の数字となっております。

○渡久地修委員 これは、ビールと泡盛とに分けることはできないんですか。

○登川安政商工振興課長 これを分けた数値もございませけれども、この公表数値については国税庁から受けておりません。

○渡久地修委員 先ほど上里委員の質疑であった会社のいわゆる経営支援と消費者に安くするという点で、この軽減措置によって例えば泡盛の一升瓶とビールの350ミリリットル缶で幾ら軽減されているんですか、庶民にわかるように。

○登川安政商工振興課長 まず、泡盛30度の一升瓶は本来ならば540円の税金が、復帰特別措置によって351円となって、差し引き189円が軽減額となっております。またビール350ミリリットル缶は本則の課税だと77円が、復帰特別措置の100分80によって61.6円の課税となっており、差し引き15.4円が軽減額となっております。

○渡久地修委員 もし仮にこの軽減措置が切られたら、これはストレートにこの価格に転嫁されるのか、転嫁できなければ企業がその分を持つのか、その両方についてどうなりますか。

○登川安政商工振興課長 酒税軽減措置がなくなれば、この税金は納める義務が生じますから、先ほどのビールの15.4円、泡盛の189円は納税することになります。それを、やはり価格転嫁することが基本となりますけれども、幾らぐらいにするかについては、業界関係者の判断になるかと思えます。ただ業界としては、これは非常に厳しいというのが意見でした。

○渡久地修委員 具体的には189円と15.4円軽減されている、これが切れて転嫁されると、経営も大変になるけれども、消費低迷、県民への生活というのは相当な影響を与えますけれども、どういうふうに見ていますか。

○勝目和夫観光商工部長 今、その詳細については、どういう影響を与えるか

というのは調査を入れていまして、詳しいことは、その調査結果が出ないと何とも言えないんですが、ただビールが価格転嫁されると、ほかのビールとか競合相手、先ほどの焼酎も九州から来ておりまして、競争が非常に激しくなるということはあると思います。

○渡久地修委員 一言で言えば、打撃を受けるのは明らかだと思いますよね。ですからそういう意味では、これはもう業界だけの問題ではないと思うんです。ですから、泡盛業界、酒類製造業連絡協議会だけの問題ではなくて、これはもう沖縄県の経済全体にかかわる問題だと思います。そういう意味では、県の問題でもあるし、県民全体の問題でもあると思うんですけれども、その辺の認識はいかがですか。

○勝目と夫観光商工部長 産業連関表でも、経営の波及効果という試算は既に出しておりますし、それに伴う雇用とか、やはり相当影響が出てくるという結果は出ておりますので、やはり県経済に与える影響というのは非常に大きいと思っております。

○渡久地修委員 ちなみに、今言った産業連関表での県経済に与える影響というのを簡単に説明してください。

○登川安政商工振興課長 今、産業連関表関係による、他産業の影響に関する具体的な数値については、作業を行っているところですが、やはり値段が上がる、売り上げが下がると、それに関して、例えば泡盛業界だけではなくて瓶をつくる会社、運送する会社、そういったところに波及していくということが想定されています。数値については、まだ調査中でございます。

○渡久地修委員 この189円と15.4円、年間35億円がなくなったら、沖縄県の経済にどう影響を与えるというのを今調査していると言っていました。早目にやっていただいて、これを公表して、これはもう県民的な課題ですから、そういう立場でお互いアピールして、これは延長なのか新たなものなのか、その辺はわかりませんが、とにかくこの措置は皆でかち取っていけるようにしましょう、どうでしょうか。

○勝目と夫観光商工部長 確かに今、泡盛業界も含めて厳しいんですが、厳しいという数値と、やはり県経済に与える影響とかそういったデータもそろえて、

やはりこれから要望していく必要があると思います。

○渡久地修委員 とにかく業界だけの問題にしないようにしてください。

それともう一つ、説明資料20ページの海外留学生受入事業、これの処理方針を読んでいきますと事業棚卸しというのがありますね。事業棚卸しというのはどこの部局が主管していて、ここで決まったものを室部局で検討して最終的に行政改革推進本部で決まるんですか。今の海外留学生受入事業の陳情に入る前に、この事業棚卸しの流れというのを、最終的にどこで決めるのか教えてください。

○瀬川義朗交流推進課長 最終的には、県の行政改革推進本部、県知事が本部長を務めておりますが、その本部でもって決定をされるということになります。

○渡久地修委員 事業棚卸しというのは総務部主管なのか、そこで議論されて、あなたたちのところに廃止というのが提案されるのかな。それを皆さんがまた受け取るのですか。これを読むと、それを受けとめて皆さん方は廃止や新たな施策の実施も含めてとありますが、皆さん方がまたこれを廃止と決めて行政改革推進本部に出すのか、新たなものでまた出すのか、その流れがこれからはわからないから、説明をお願いします。

○勝目と夫観光商工部長 事業棚卸し委員会という委員会の中で、総務部が主催してやりますけれども、そこでいろんな議論を受けて、いろんな事業、各課長を中心にヒアリングをして、不要だとか要改善とかを決めるというところですが、そこで決まった事項を主管部と現場—観光商工部とキャッチボールします。そういうふうには、例えば不要・廃止という意見が出たけど我々としてはこれは継続したい、そしてこういう必要性があるということは何回かやりとりして、最終的には行政改革推進本部で決定をするという流れになっております。

○渡久地修委員 事業棚卸しで廃止と決まったもの、不要ということが出ているけれど、今、観光商工部としては、これは絶対に必要だという立場ですということを行っているんですか、どちらですか。

○勝目と夫観光商工部長 我が観光商工部としては、もともと不要とも廃止とも、事業の必要性があつてずっと継続してやっているわけですから、そういう立場に立って主張はしていますが、やはり40年間ずっと続いてきたとかいろんなものもありまして、県の財政事情とか市町村で受け入れているところがあつ

たりして、当初はやはり子弟関係への金銭的な補助も必要ということで、所期の目的はある程度達せられて、県系人もそれなりに豊かになったという話もあって、諸事情からもうそろそろいいのではないかということで、不要になった背景がございます。

○渡久地修委員 もう終わりますけれども、観光商工部としてはこれは必要だという立場ですか。

○勝目と夫観光商工部長 事業棚卸しでは不要となったんですが、我が観光商工部としてはキャッチボールの中で、ぜひ継続していきたい、場合によっては改善していきたいということでやっているところでございます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 一般質問でもやったんですが、今の関連で陳情第182号です。まず陳情者の沖縄パンアメリカン連合会というのはどういった団体ですか。

○瀬川義朗交流推進課長 陳情者の沖縄パンアメリカン連合会について御説明を申し上げます。これは連合会ということになっていまして、まず沖縄ハワイ協会、沖縄カナダ協会、沖縄ペルー協会、沖縄ブラジル協会、沖縄アルゼンチン友好協会、沖縄ボリビア協会、沖縄アメリカ協会、沖縄キューバ友好協会ということで、8つの団体の連合会となっております。

○瑞慶覧功委員 事業棚卸しの議事録の中で、ことしから沖縄県国際交流・人材育成財団に委託しているということなんですが、この事業を委託しているのはことしからなんですか。議事録の中に、委託はことしからと書いてあるんですよ。

○瀬川義朗交流推進課長 ことしからではありません。以前から沖縄県国際交流・人材育成財団への委託です。

○瑞慶覧功委員 この事業棚卸しの議事録の中で、本会議でも申し上げましたが、説明不足、説得力不足というのが読んでみると、この中でどうしても感じるんです。例えばコーディネーターが、県民からこの事業に力を入れていくべ

きと求められているということ、指標的なもので確認したことがあるかと、ありません。そして留学生の数の推移の説明を求められたときも、把握しておりませんか。そして総括の中では、もっと実態調査をすべきであるとかと説明を求められても、それがわかっていないとなったら続いているからやっているという印象がぬぐえないということが言われているんですね。やはりそういう中での判断ということで廃止という形になっているように受け取れるんです。やはり説得力のなさというか、これについてはどうでしょうか。

○瀬川義朗交流推進課長 事業棚卸しは私が受けました。今、瑞慶覧委員がおっしゃるとおり、そういう質問が7月21日にありました。県民のニーズという話が出ました、その前に成果についての指標化というか数値化、定量化ということがありまして、そういうことの検討がなされたかというところからそこに至りました。それで、当時のニーズのとらえ方というものはアンケートを実施するということはしておりませんでした。それで、そのように申し上げました。あと、留学生の数について質問した委員の趣旨は、前段に国庫事業が導入されていた時期がありまして、平成15年度までは県もそれを導入した上で実施をしておりました。それが平成15年で廃止になって、平成16年度以降は県単独事業として実施していますが、それは全国に言えることで、国庫が廃止されて以前と以降で、どのように人数が推移しているかというお尋ねでした。委員の方々の趣旨は、そういう公費でもってやらなくても私費での留学生が日本には相当大勢の方が来ているということで、趣旨はそういうことでした。それで、現在は数値を把握しておりますが、当時それ以前と以降の留学生の県内の数字と県外の数字を持ち合わせていませんでした、それでそのように申し上げました。趣旨のとおり、一時ビザ等の制度の改正等があったようですが、国庫が廃止されて以降も留学生がふえる傾向にあります。そういうことで、事業棚卸し委員はそれを承知しておられたようでした。そういうことで、実態の把握と私費の留学生が多くなっている、沖縄県においてもそうですが、入国管理の手續等についていろいろお尋ねがありました。それは私費がふえるということになると、経済的なそういうチェックがなされた上で入国管理上の在留の資格があるようです。当時、それも私は承知しておりませんでした。そういうことで、実態が把握できていないのではないかという意見がありました。

○瑞慶覧功委員 普通、そういったやりとりをする場合には、質問通告みたいに、前もってそういったものを質問しますというのはいないんですか。

○瀬川義朗交流推進課長 この事業棚卸しにおいては、そういうことは全くありませんでした。

○瑞慶覧功委員 先月8月にカナダとハワイに県議会議員派遣団で行ってきたんですが、これまで数十年、毎年というぐらい、今、県議会議員は10名程度派遣されているんですが、担当課の皆さんもそれに参加されたことはありますか。

○瀬川義朗交流推進課長 そういう周年事業に執行部のほうで予算措置をしてというのは、交流推進課が担当しております。それで県三役、知事を先頭に訪問する場合もあります。

○瑞慶覧功委員 この処理方針の中で、新聞等でもすぐ廃止という見出しで出たりして、答弁と違うけどなど、何かわかりづらいんですよ。廃止も含めて新たな施策の実施も含め、全体的に事業の見直しを行いますと言って、また観光商工部としては内容の充実を図るようにしてと、私は前向きにとらえたんですが、すぐ翌日の新聞では廃止がぱっと載って、そういった印象でとられていると思うんですが、この充実を図って見直し、継続することを含めて調整していきたいとあるんですが、年内にどういう見直しをするつもりでしょうか。

○勝目と夫観光商工部長 最終的には、年内に開かれる予定の行政改革推進本部、こちらで決定されますが、我々としてはやはり事業棚卸しの結果は尊重しないといけないということがあります。ただ、その結果を踏まえながら何とか今、最終的に主管部局とやりとりしているんですが、継続で例えばどういうことができるかというのは部内で議論しておりますして、いろんなやり方があるのではないかと。そして、今までのような単純な継続は少し難しい状況になっておりますので、今それを部内で議論しているところです。

○瑞慶覧功委員 内容に関しては、まだですか。

○勝目と夫観光商工部長 内容に関しては、まだ議論段階ですが、要するに日本の留学制度でやはり国費留学だけで年間1万人ぐらいの留学生がおられるという話で、今はITの時代ですから、やはりいろんな留学制度の情報を提供するとか、例えば来年から事業が動く見込みの万国津梁人材基金というのが16億円で積み立てがありまして、これは取り崩しで10年間で主に産業関係の人材を育成しようという話ですが、これは県から外に出す話がほとんどですが、一部

受け入れる話もありますので、こういういろんな仕組み、制度をうまく活用してもう一度やっていきたいと、充実させていきたいと思います。

○瑞慶覧功委員 この陳情にもありますように、この制度をやはり現地の皆さんはすごく期待しているわけです。ですから、実態としては現状維持を望んでいると思うんですね。その期待を裏切らないように、これまでの関係を大事にしてください、途切れない方向でぜひ進めていただきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志孝助委員。

○具志孝助委員 先ほどの、酒税の復帰特別措置を継続していくのはかなり厳しいだろうということで、あなたたちの姿勢はよくないのではないかという激励の御意見だったかと思うんですが、先ほどから出ているように、そもそも沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律、酒税の軽減策というのは激変緩和策として措置されたものだけで復帰後40年も経過するわけだから激変ではないでしょうと。ですから、これをこのまま継続するというのは厳しいだろうということだったと思っているんですが、どうでしょうか。

○勝目と夫観光商工部長 基本的には、この措置が激変緩和ということできずと続いておりますので、そういう理由というのはなかなか厳しいのではないかと思います。

○具志孝助委員 確かに、これは社団法人沖縄県工業連合会あたりも取り上げて、ずっと陳情と一緒に、自民政権時代も私たちもやってきたんですよ。歴代の社団法人沖縄県工業連合会の会長は、この件でずっと政府に言っていたんですが、よく覚えているんですが金城名輝さんという会長の時代から、もうこれで終わりにしますからもう一回お願いしますと言ってきたんですよ、政府にそのようにお願いしてきたんです。もう20年くらい前になるのではないですかね、金城名輝さんですよ。あのころから、もうこれで終わりですよ、頑張りますからもう一回お願いしますと言ってやってきただけに、激変緩和、もうこれ以上できないということがあっただけに、厳しいという言葉が出てきたんだと私は思っているんです。

しかし、現状は手放しにしてしまったら本当に大変なことになるという先ほどの説明ですが、そこで継続をすると言うんですが、具体的にどうやっていく

のか、この復帰特別措置を沖縄21世紀ビジョンの中で沖縄新法をつくって、沖縄振興特別措置法と、それから沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の2法を沖縄新法でまとめて何とかやっていきたいと言っているんですが、この沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の酒税の軽減措置は、この沖縄新法の中に入れていこうという考え方ではないんですか。継続したいというのは、どういう形で継続していくんですか。

○勝目 和夫 観光商工部長 まさに今おっしゃられたとおり、基本的には、まず延長という話ではありますが、その延長もいつまでも延長というのはなかなか難しい。そして新しく沖縄新法ができる、その中に盛り込んでいかないといけないという議論を今まさにやっているところでありまして、まだこれは議論の途中ということです。

○具志 孝助 委員 結局、この復帰特別措置を、今まで2本の特別措置法を沖縄新法でという議論が、ずっと本会議の中であつたけれども、この酒税軽減を措置している沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の中身を沖縄新法に絡めるという話が余り聞こえてこなかったんです。でも私はそうだろうと思っているんですが、それを今聞いているんですが、そういう考え方が今あるんですよね。

○勝目 和夫 観光商工部長 それも含めて今議論しているところでございます。

○具志 孝助 委員 いわゆる沖縄振興新法、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律という法律での措置はもう終わるから、沖縄振興新法、この中に置いて何とか継続していこうと。基本的にそういう考え方を持っていると理解をしたいと思います。繰り返しになりますが。

○勝目 和夫 観光商工部長 繰り返しになりますが、それも含めて議論しているということでございます。

○玉城 ノブ子 委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城満委員。

○玉城 満 委員 説明資料12ページ、沖縄市アメニティプランの陳情、8月19日に那覇地方裁判所に対し特別清算手続の申し立てを行い、9月3日に特別清算の開始決定を受けたと。それで、これからの32億円の高度化資金に関しては県

議会の議決事項なんです、今後のタイムスケジュールはどのような流れになっていくのでしょうか。

○金良実経営金融課長 今、具体的な手続、スケジュール等については、我々にも示されていない状況でありまして、まずは債権者説明会を行いまして、特別清算人が協定案を提出しなければいけないということなんです、この債権者集会の時期が早くても12月あたりになるのではないかという感じですが、そこで、そこでの説明の状況、その後の特別清算人の協定案の作成状況、そういったものを踏まえて、その後、県議会に債権放棄を絡めた手続、承認をいただくという流れになります。

○玉城満委員 目安としては2月定例会ということになるのですか。

○金良実経営金融課長 そのとおりです。うまくいって2月定例会に提案できるかと思います。

○玉城満委員 あと1つ、先ほどの酒税に絡んでいることなんです、海外ではおいしいと言ってくれるんだけどなかなか爆発的なヒットをしない。そしてヤマトでも、東京・大阪では当たり前になっているかもしれないけど地方は全然知らないという流れになっているんです。先ほど座喜味委員がおっしゃっていたように、ほかのヤマトの業者などは一生懸命その辺の切り口で攻めてくるわけです。そして、沖縄県の場合は企業努力はしてもなかなか独自で開発していくという体力が今ないわけですね。そんなときに、やはりもう少し県が新商品に向けた、先ほどトロピカルテクノセンターでいろんな味の研究をしているという話があるんですが、例えば中国に持っていくためにはこういう味がいいだろうとか、台湾はこういうのがいいだろうとか、ヨーロッパはこういうのがいいだろうとか、そういう分析までなされていますか。

○登川安政商工振興課長 海外への泡盛の輸出拡大事業についてもいろいろ支援していますが、今はまず泡盛を知ってもらうことから中心にして、玉城委員御提案のロシア人向けとか中国人向けという形での味覚に合わせた泡盛の開発事業については、検討はされておられません。

○玉城満委員 これは絶対にやったほうがいいと思います。これはヨーロッパ人に受けるような泡盛とか、フランス人に受けるような泡盛とかを絶対に研究

すべきですよ。カップヌードルでさえ地域地域でみんな味が違うわけですから、そういうふうにならば若干の味の基本形を守って、この民族が気に入るのではないかという開発を絶対やるべきだと思うんです。そういうところに、もう少し支援を入れていくということをやりたいんですが、観光商工部長どうでしょう。

○勝目 和夫 観光商工部長 やはりきめ細かな対策が必要だとは思いますが。マーケットをきちんととらえることは一番大事だと思いますので、玉城委員の意見は参考にさせていただきたいと思えます。

○玉城 満 委員 最後に一つ提案なんです、文化コンテツのファンドを今度やりますね。私はコースファンドも絶対にやるべきだと思っているんです。ある学者がおっしゃっていましたが、ほったらかして高くなるのは泡盛以外にないと言っています。ほったらかして価値が上がるのはこれしかないんです。それで私の案ですが、もし海外向けにやるのだったら特別自由貿易地域あたりに酒造組合の大きな工場をつくってもらって、そこにいろんな研究機関をつくって、そしてそこで完全にコースをやっていく、それも大量なコースを。それをファンド化して行って、多分付加価値がかなり上がっていくのではないかという気がします。発信力も強くなってくるし。それを考えると、今度また特別自由貿易地域もあいているのではないかとと言われる、要するに県内の泡盛業者が海外戦略用に特別自由貿易地域に来れば、渡久地委員も余り文句を言わないと思うんですが。いろいろ考えてください、最後に観光商工部長どうでしょう。

○勝目 和夫 観光商工部長 ファンドの話は今後の参考にさせていただきたいんですが、やはり古酒の郷自体が、そこに大量に共同で寝かせるということから始まっておりまして、こういう中で、やはり業界とも相談していきたいと思えます。国外も含めて、まだまだ実は国内でも泡盛は同好会が結構でき始めておりまして、そういう動きもありますから、国内もまだまだ伸び代の余地はあると思えますので、国内と海外あわせて検討していきたいと思えます。

○玉城 ノブ子 委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川 京貴 委員 玉城委員と少しダブるんですが、説明資料12ページ、私もそれを聞こうと思っていました。今説明がありましたが、これに該当する方々は

何名ぐらいいるんですか。

○金良実経営金融課長 連帯保証人は13名おります。ただ、その中で一部資産の贈与等がありまして、そういった贈与を受けた方を含めると20名になります。当初からの連帯保証人は13名になっております。

○中川京貴委員 それは相続とか何かで分かれて、人数が多くなったということで理解していいんですよね。

○金良実経営金融課長 はい、そのとおりです。

○中川京貴委員 今、沖縄市長から出されている陳情なんですけど、これはやはりここに書かれているとおり、まちづくりということで商店街の皆さん方や各役員が一生懸命知恵を出してスタートしたと思うんです。だけど、その経過・処理方針のところを見ると、少し県としての立場で言っているかもしれませんが、その処理方針の中で手段を尽くして回収に見込みがない場合ということがありますが、その前には大変厳しい処理方針が出ているんです。県として、これまでにこういった債権放棄をした事例があるんですか。

○金良実経営金融課長 これまでのところは事故等の例外で、こういった事例で債権放棄をしたことはございません。

○中川京貴委員 先ほど、玉城委員の質疑の中で、県の今後の取り組みについていろいろ説明がありましたが、大体12月ごろ、そして2月ごろの定例会に、これが提案される予定があるんですか。

○金良実経営金融課長 それは、債権者集会で説明をなされて、それを受けまして特別清算人が協定案をつくって、それが債権者の方々に理解を得られた場合に県議会に提案ができるという流れになります。

○中川京貴委員 債権者の理解が得られるということについて、詳しく説明してほしいんですが。

○金良実経営金融課長 協定案ですと、どうしてもやはり皆さんの持っている債権を満額回収するというのは、もちろん不可能な話になってくるかと思いま

すので、我々沖縄県以外にも債権者がおりまして、そういった方々すべてがその協定案について同意できるのか、理解できるのかという点です。

○中川京貴委員 ぜひ、こういったまちづくりに一生懸命協力してくれた方々を、県としてもできるだけ協議をしていただいて、そうしなければこれからのんな形で協議ができなくなると思います。要するに、まちづくりにしても何にしてもですね。ぜひ県の配慮を要望したいと思います。

○金良実経営金融課長 中川委員の御指摘のとおり、我々も今の地域振興に頑張ってきたということは理解しております。これまでも当事者であります沖縄市アメニティプラン株式会社、それと地元沖縄市、融資をたくさん負担しています独立行政法人中小企業基盤整備機構、そして我々沖縄県の4者を含めて、これまでも調整を重ねてきているところでありまして、今後またこの案についても引き続き調整をしまして、どういった対応ができるのかどうか。しかしその場合でも、やはり原則は原則で崩すわけにはいかない部分もあるので、ただしそれを押し通すということではなくて、少しでも皆さんがいい方向に行けるような方向はないのかどうか、そういった部分については検討させていただきたいと思っております。

○中川京貴委員 最後に、これは債権ですから今おっしゃっているとおりだと思いますが、しかし本定例会でも違約金の問題も県議会の理解のもと、今の厳しい建設業界を何とかしようということで全会一致した経緯もありますので、違約金と債権とは全く違いますが、しかしながらそういった県内企業、その結果倒産する方々も出てくると思いますので、精いっぱい努力、協力はしていただきたいと思えます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、観光商工部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

陳情の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

これより陳情等の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情26件については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情19件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました陳情等に対する委員会審査報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された陳情等の処理はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 玉城 ノブ子